

総務委員会資料

豊橋市多文化共生推進計画 2024－2028（案）

令和 5 年 12 月 19 日

市民協創部 多文化共生・国際課

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 多文化共生の現状と課題

- 1 外国人を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 豊橋市の人口の推移・・・・・・・・・・・・ 8
 - ①総人口及び日本人人口の推移・・・・・・ 8
 - ②外国人人口の推移・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ③性別・年齢別外国人人口・・・・・・・・・・ 10
 - ④主な在留資格別外国人人口の推移・・・・ 11
 - ⑤身分・地位に基づく在留資格者数の推移等 11
 - (2) 公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数・・・・・・ 13
 - (3) 東三河における外国人労働者数等の推移・・・・・・ 13
 - (4) 国及び愛知県の動向・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 本市のこれまでの取組成果・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 豊橋市多文化共生推進計画 2019-2023 の総合評価・・・・・・ 15
 - (2) 取組成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 今後取り組むべき課題・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 新たな視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 施策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 施策を推進する新たな視点・取組・・・・・・・・ 20
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 施策の方針と施策

施策の方針Ⅰ 多文化共生理解の促進

- Ⅰ-1 人権尊重の意識づくり・・・・・・・・・・・・ 21
- Ⅰ-2 相互理解と交流の促進・・・・・・・・・・・・ 23
- Ⅰ-3 協働の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・ 24

施策の方針2 生活環境整備の推進

- 2-1 安心して暮らせる環境づくり……………27
- 2-2 情報提供の充実……………30
- 2-3 子どもの学習環境の充実……………32

施策の方針3 活力ある社会づくりの推進

- 3-1 地域を担う人材の育成……………35
- 3-2 自立につながる支援の充実……………36
- 3-3 能力や個性（自分らしさ）を発揮できる環境づくり……………38

第5章 計画の推進に向けて

- 1 庁内推進体制……………40
- 2 様々な主体との連携・協働……………40
- 3 計画の進捗管理……………40

(参考資料)

- 1 豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針……………41
- 2 アンケート調査の概要（抜粋）……………47
- 3 計画の検討体制……………77

■外国人市民■

豊橋市に在住する外国人市民は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化を背景に持つ人も増えています。このような外国にルーツを持つ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。

そこで、この計画ではこれらの人々も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることとします。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

本市では、1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法の改正以降、ブラジルを主とする南米諸国出身の外国人市民が急増し、様々な問題が発生しました。これを受け、これまで3次にわたり多文化共生推進計画を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

2006年（平成18年）には、市制施行100周年を機に、「平和・交流・共生の都市宣言」を策定し、次の100年に向けた長期的な共生のまちとして目指す姿を明文化しました。

このようなこれまでの本市の取組が実を結び、2020年度（令和2年度）には外国人市民が増加することを好意的に感じる意見が初めて多数派となり、一つの転換期を迎えています。国においても、深刻化する人手不足への対応として、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能2号の対象分野を2分野から11分野に拡大することを閣議決定し、外国人材受入れ施策のさらなる拡大へと大きく舵を切ろうとしています。

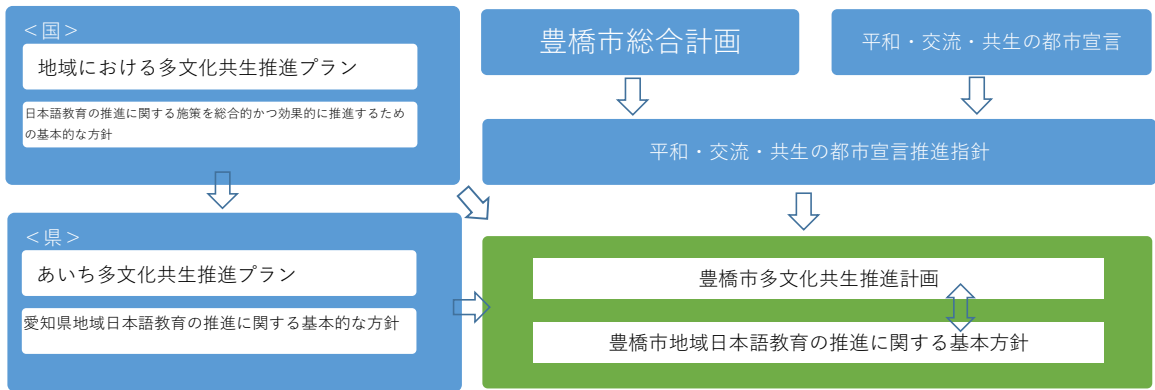
このように時代が大きく変わろうとしている転換期だからこそ、本市がこれまで培ってきた多文化共生に関する知恵や経験が生きる時代とも言えます。

この計画は、前計画の期間の終了を機に、本市のこれまでの歩みを継承しつつ、今日の実態に即した、より実効性の高い多文化共生施策を計画的かつ総合的に進めていくため、「豊橋市多文化共生推進計画2024－2028」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「豊橋市総合計画」を上位計画として、多文化共生に係る本市の特性やこれまでの成果・課題、国や愛知県の動向、本市の有識者会議などでの様々な提言・意見等を踏まえて体系的にまとめたものです。また「平和・交流・共生の都市宣言推進指針」の共生分野における具体的な行動計画として位置づけており、「平和・交流・共生の都市宣言」の共生分野の本旨の実現に向けて策定したものです。

さらにこの計画は、「地域における多文化共生推進プラン」（総務省、2006年3月策定、2020年9月改訂）に掲げる「市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画」を兼ねます。



3 計画期間

2024 年度から 2028 年度までの 5 年間とします。

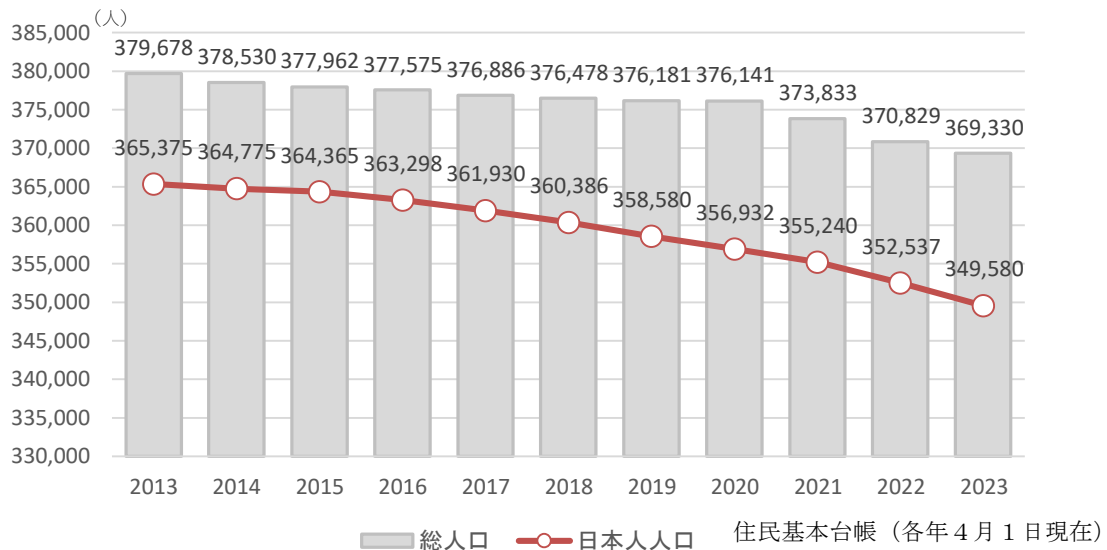
1 外国人を取り巻く環境

(1) 豊橋市の人口の推移

①総人口及び日本人人口の推移

図1のとおり、2023年の総人口は2013年と比較し10,348人減少しているのに対し、2023年の日本人人口は2013年と比較し15,795人減少しており、総人口よりも日本人人口の方が減少率が高くなっています。

図1 総人口及び日本人人口の推移



②外国人人口の推移

本市では、1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法いわゆる「入管法」改正以降、ブラジルを主とする南米諸国出身の外国人市民が急増しました。しかしながら、2008年（平成20年）にリーマンショックが発生し、景気後退の影響を受けた多くのブラジル人市民が日系人帰国支援事業^{※1}等により帰国したことにより、本市のブラジル人人口は2008年（平成20年）の約13,000人をピークに減少に転じ、2015年（平成27年）にはピーク時の半数を下回る人数にまで減少しました。その後ブラジル人人口は増加に転じ、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症のまん延により再び微減したものの、2023年（令和5年）には2020年（令和2年）とほぼ同水準にまで回復しています。

また、本市はフィリピン人とベトナム人の人口増加が顕著です。20年前の2003年（平成15年）と比較するとフィリピン人市民の数は約4.4倍に増え、ブラジルに続き市内で2番目に多い外国人市民となっています。ベトナム人市民は20年前の約28.5倍に増

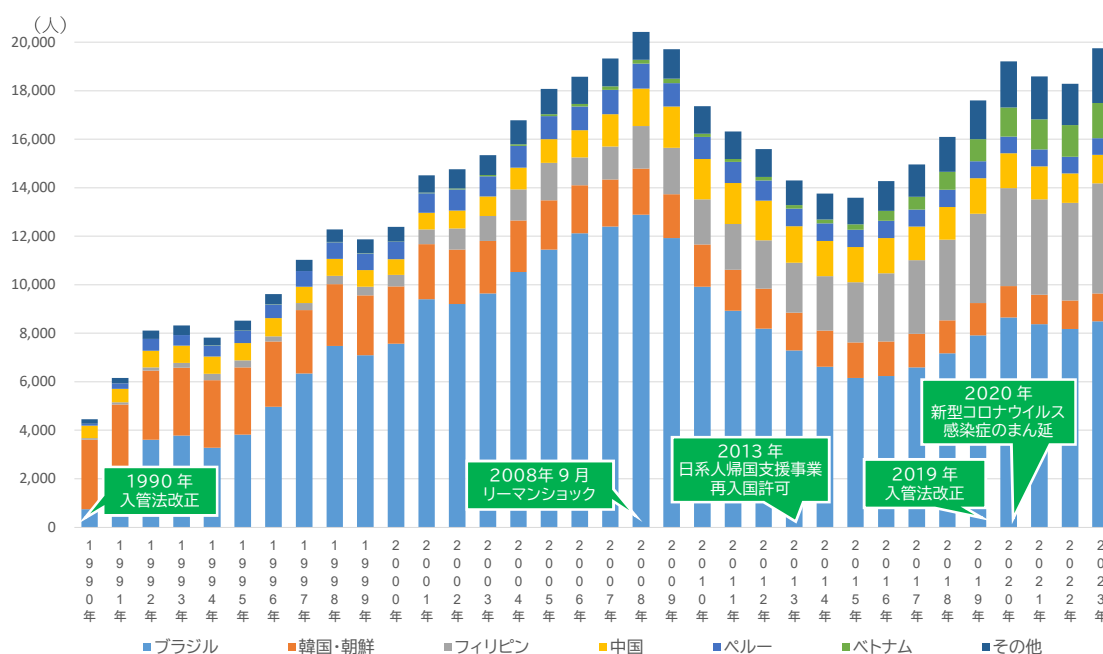
え、2021年（令和3年）には中国を抜き市内で3番目に多い外国人市民となっています。

本市における外国人市民の出身国・地域数は、2023年4月1日現在で76か国あり、多様な国・地域から来訪していることが特徴です。

外国人人口は長期的には増加傾向にあり、外国人人口によって本市の総人口の減少が穏やかになっています。

※1 日系人帰国支援事業・・・厚生労働省が失業した日系外国人に帰国費用を支援した事業。2009年度（平成21年）に実施。

図2 国籍別外国人人口の推移

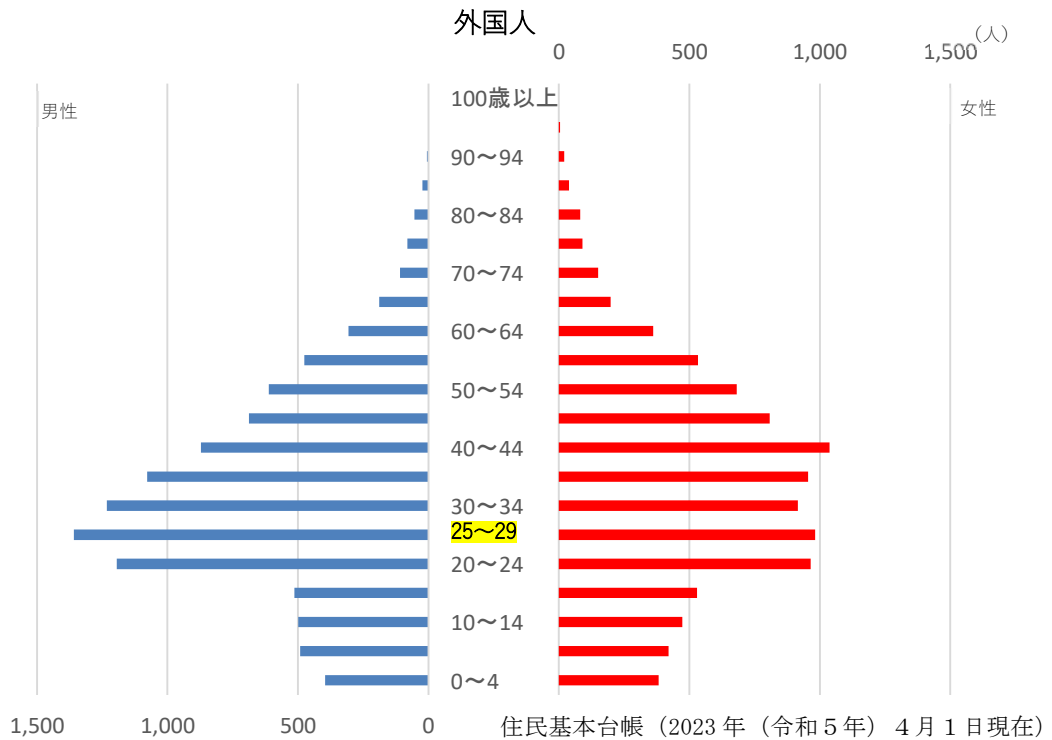
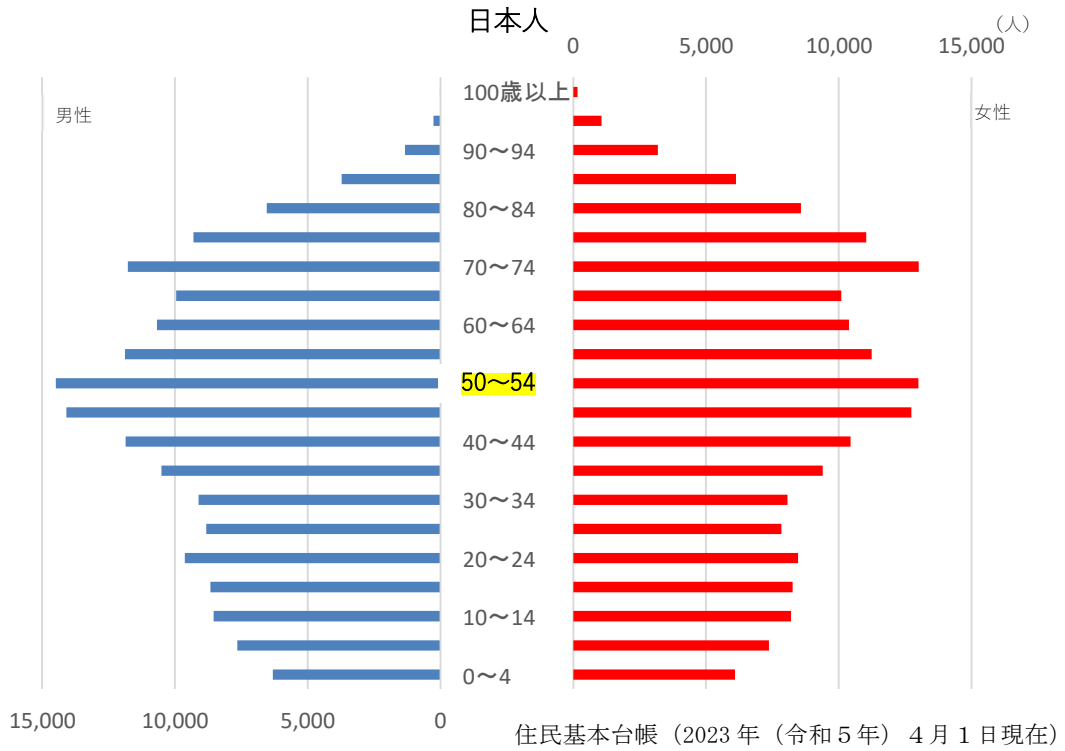


外国人住民国籍別調査票（各年4月1日現在）

③性別・年齢別外国人人口

性別・年齢別人口では、日本人の人口ピラミッドは50～54歳が最多となっている一方、外国人人口ピラミッドでは25～29歳が最多となっています。

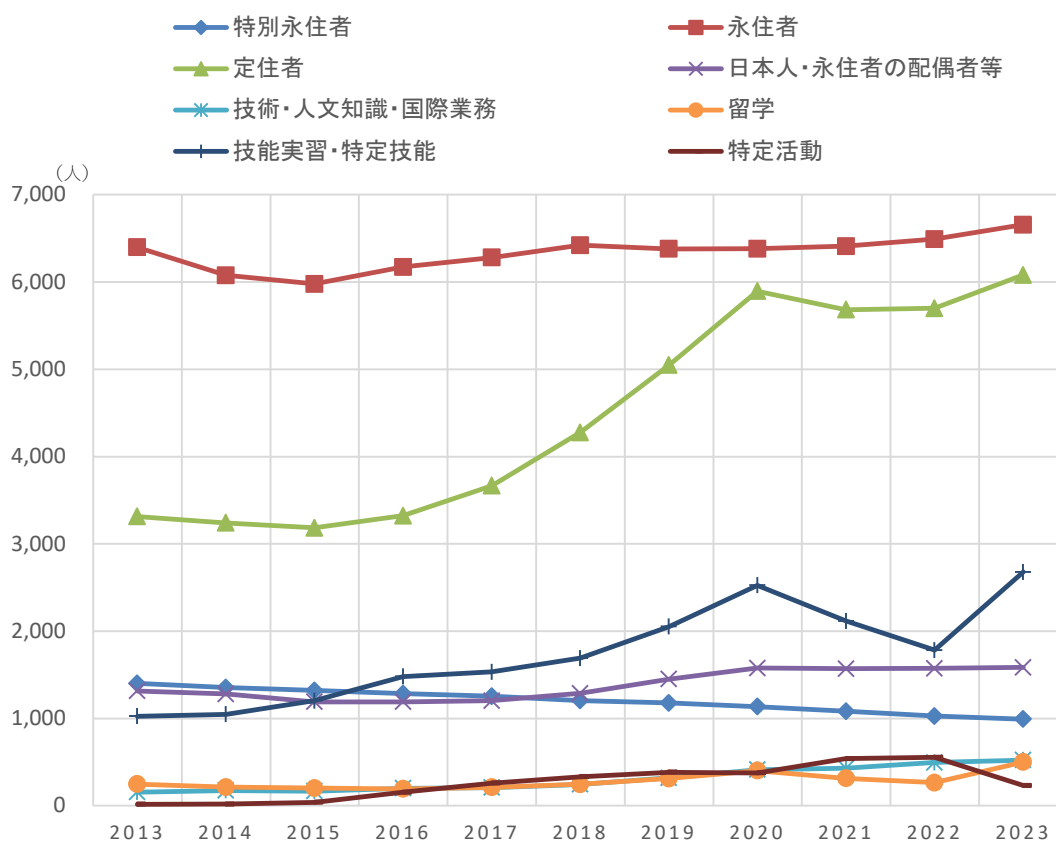
図3 性別・年齢別外国人人口（2023年（令和5年）4月1日現在）



④主な在留資格別外国人人口の推移

本市の主な在留資格別外国人人口の推移では、「永住者」が最も多く、次いで「定住者」が多くなっています。特に「定住者」は他の在留資格と比べ大幅に増加しています。就労等を目的とした「技能実習」・「特定活動」や「技術・人文知識・国際業務」の人数も増加しています。「永住者」、「日本人・永住者の配偶者」、「特別永住者」の人数は新型コロナウイルス感染症拡大期においても大きな増減はなく安定しています。

図4 主な在留資格別外国人人口の推移



住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤身分・地位に基づく在留資格者数の推移等

図5のとおり、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」を含めた、就労制限のない「身分・地位に基づく在留資格者」の人数では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2021年に微減しているものの、長期的には増加傾向にあります。加えて図6のとおり本市の特徴として、「身分・地位に基づく在留資格」の割合が国と比較して際立って高いことが挙げられます。このことから、在留資格の性質から見ても、本市は長期滞在に適した外国人市民が多いことがわかります。

愛知県が実施した「外国人県民アンケート調査報告書【豊橋市】」によると、回答者の滞日年数では10年以上が56.9%に達しており、今後の滞日予定は「ずっと日本に住み続ける」が53.1%と最も多くなっています。5年前の調査では、滞日年数が10年以上の回答が70.5%(2017年)であり、直近の調査の方が13.6ポイント減であるものの、「ずっと日本に住み続ける」が50.0%(2017年)と、直近の調査の方が3.1ポイント増となっており、依然として外国人市民の多くが既に日本に長く在住し、日本での永住を予定していることがわかります。

図5 身分・地位に基づく在留資格者数の推移

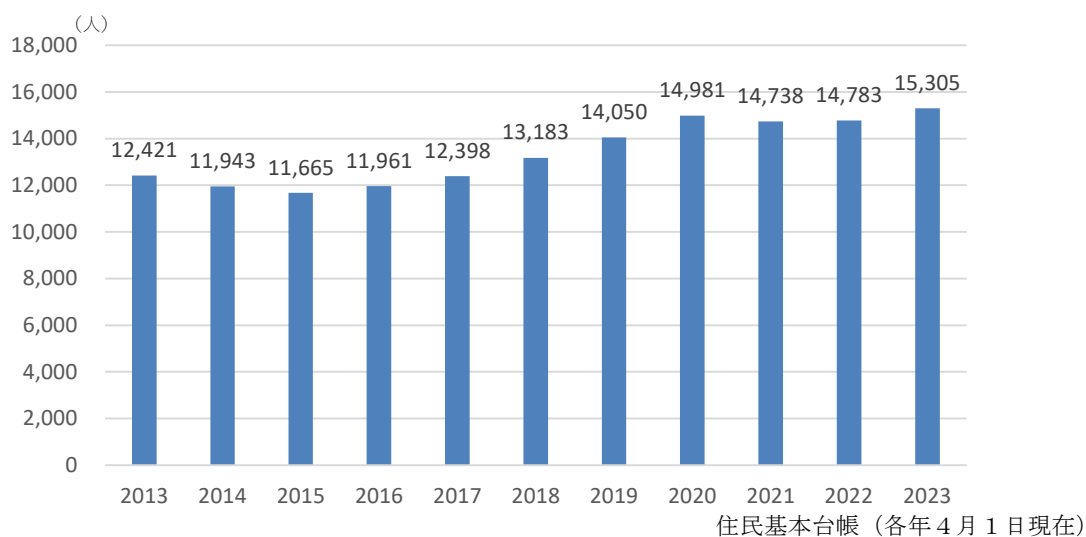
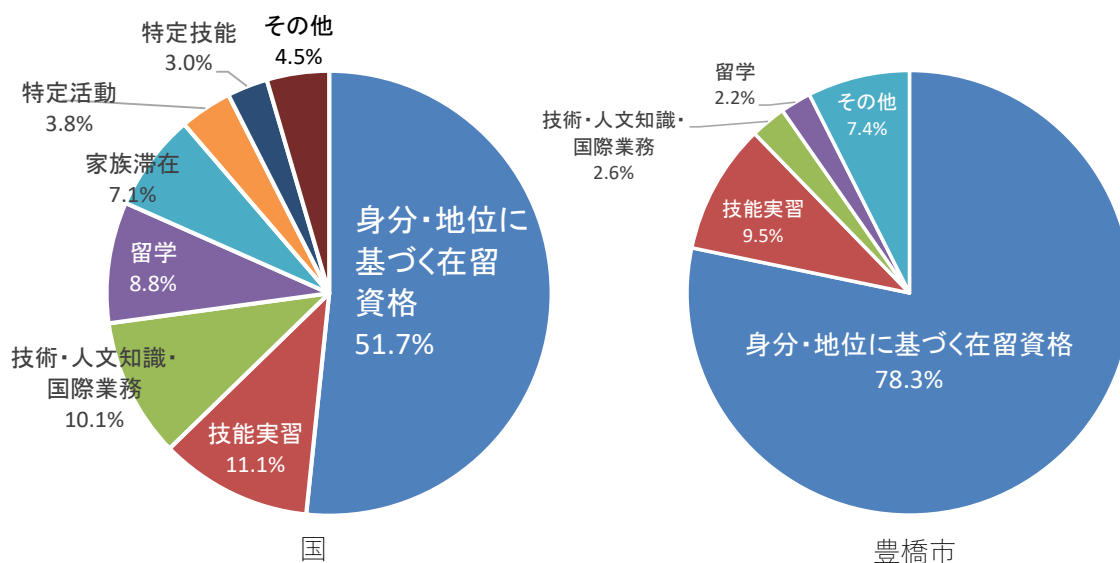


図6 主な在留資格別外国人人口の割合 (国との比較)



出入国管理庁 在留外国人統計 (2022年(令和4年)6月末現在)

(2) 公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数

日本語指導が必要な児童生徒数は、都道府県別で愛知県は全国第1位であり、その愛知県において本市は、名古屋市に次いで2番目となっています。また県内における本市と同規模の中核市と比較しても、本市は日本語指導が必要な児童生徒が多いことがわかります。

図7 公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数（県内中核市）

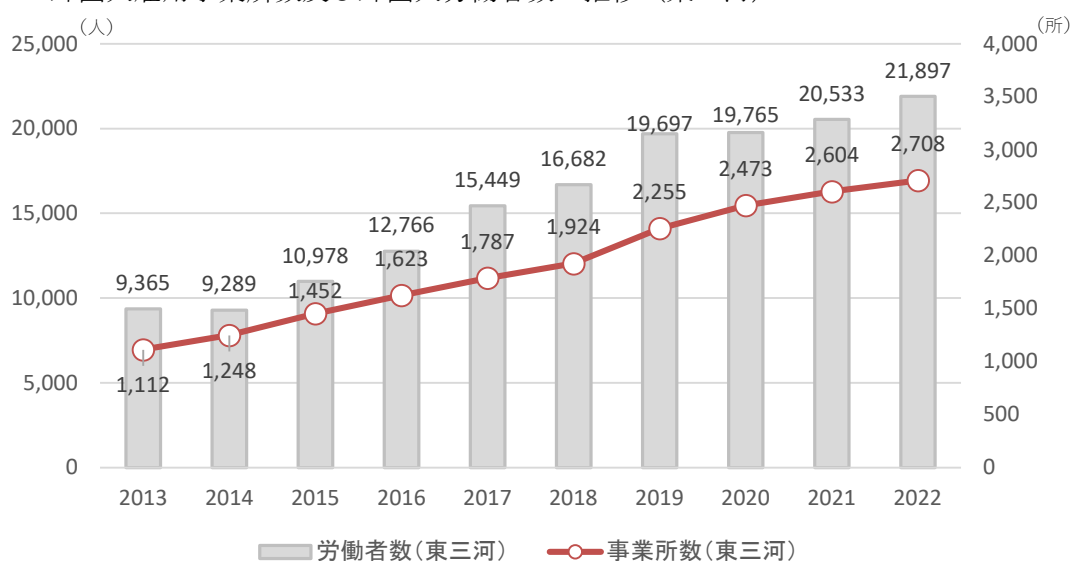
	児童数	生徒数	合計
豊橋市	1,058人	507人	1,565人
岡崎市	473人	145人	618人
豊田市	665人	245人	910人

文部科学省 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）

(3) 東三河における外国人労働者数等の推移

東三河における外国人雇用事業所数、外国人労働者数はともに増加し続けています。2022年度（令和4年度）に本市が豊橋商工会議所と協働で行った「市内事業者向け外国人従業員の雇用等に関するアンケート調査」では、43.8%（母数634）が「人手不足を感じている」と回答しており、また21.0%（母数576）が「外国人従業員を雇用している」と回答しています。建設業や宿泊業・飲食サービス業など、業種によっては6割を超える事業者が「人手不足を感じている」と回答するなど、今後ますます外国人従業員が増加することが予想されます。

図8 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移（東三河）



厚生労働省 外国人雇用状況 届出状況（各年10月末現在）

(4) 国及び愛知県の動向

①国の動向

- ▶ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定（2018年12月25日閣議決定）
日本に在住する外国人の増加と新たな在留資格の創設を受け、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定されました。
相談体制の整備、日本語教育の充実、新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等多岐に渡る取組がまとめられています。
- ▶ 出入国管理及び難民認定法の改正（2019年4月1日施行）
新たな在留資格として「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設され、人材不足が深刻な産業分野において、即戦力となる外国人材の受入れが可能となりました。
- ▶ 出入国在留管理庁の設置（2019年4月1日）
法務省の外局として、従来の出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民の保護に加え、共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備を担当する「出入国在留管理庁」が設置されました。
- ▶ 日本語教育の推進に関する法律の施行（2019年6月28日施行）
多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的に、「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。
日本語教育推進法の施行を受け、2020年6月23日には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。
- ▶ 技能実習制度及び特定技能制度の見直し（2023年6月9日閣議決定）
国は深刻化する人手不足への対応として、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能2号の対象分野を2分野から11分野に拡大することを閣議決定しました。

②愛知県の動向

- ▶ 県多文化共生推進室内に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置（2020年度）
- ▶ 「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定（2021年度）
- ▶ 第4次あいち多文化共生推進プランを策定（2022年度）
- ▶ 愛知県人権尊重の社会づくり条例を施行（2022年4月1日）
- ▶ 愛知県内初となる「夜間中学」を豊橋工科高等学校内に設置（2025年4月）することを公表

2 本市のこれまでの取組成果

(1) 豊橋市多文化共生推進計画 2019-2023 の総合評価

施策/指標	目標値	実績値	取組評価	総合評価※
1-1 人権尊重の意識づくり 外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	55.0%	55.8%	全3事業 B評価：3	◎
1-2 相互理解の促進 多文化共生にかかる出前講座の実施回数	5回/年	5回/年	全7事業 A評価：4 B評価：2 C評価：1	◎
1-3 協働の仕組みづくり 外国人市民の審議会等への登用人数	15人	14人	全6事業 A評価：4 B評価：2	○
2-1 安心して暮らせる環境づくり 豊橋が住みやすいと答えた外国人市民の数	90.0%	93.3%	全10事業 A評価：3 B評価：6 D評価：1	◎
2-2 情報提供の充実 外国語での情報提供件数	60,000件	318,514件	全9事業 A評価：3 B評価：6	◎
2-3 子どもの学習環境の充実 学校生活に満足している外国人児童生徒の割合	65.0%	40.1%	全14事業 A評価：1 B評価：9 C評価：2 D評価：2	○
3-1 地域を担う人材の育成 多文化共生・国際交流におけるボランティア数	300人	235人	全2事業 B評価：2	○
3-2 自立につながる支援の充実 日本語能力試験合格者数	15人/年	31人/年	全7事業 A評価：3 B評価：4	◎
3-3 個性を発揮できる環境づくり 外国人であることに差別を感じない割合	75.0%	73.2%	全6事業 B評価：5 D評価：1	○

※総合評価の評価方法は以下のとおり。

目標値<実績値かつ取組評価70%以上(B評価以上の取組数/全事業)・・・◎

目標値>実績値かつ取組評価70%以上(B評価以上の取組数/全事業)又は 目標値<実績値かつ取組評価70%未満(B評価以上の取組数/全事業)・・・○

目標値>実績値かつ取組評価70%未満(B評価以上の取組数/全事業)・・・×

(2) 取組成果

多文化共生理解の促進

コロナ禍により一部予定していたとおりに事業を実施できなかったものの、「やさしい日本語」に関する多文化共生推進主任者向けの集合研修や全職員向けのオンラインによる自席研修、国際交流員による職員向け講座を実施したほか、豊橋市国際交流協会が国際協力に関する講演会を実施し、人権尊重意識の醸成を図りました。

インターナショナルフェスティバルやグローバルラウンジ(地域の大学生が主体となり外国人留学生等と市民が交流する)など、異文化理解についてのイベントを定期的に開催し、相互理解と交流を促進しました。

「スポーツのまち」づくり課所管の「スポーツのまち」づくり推進市民委員会」や、政策企画課所管の「まちづくり市民会議」、消防本部総務課所管の「消防団組織等改善協議会」など、多文化共生・国際課が所管する以外の審議会にも外国人市民が登用され始めており、多文化共生の視点を取り入れた事業が増えてきています。

生活環境整備の推進

外国人市民も安心して行政サービスを受けられるよう、外国人市民相談を充実するとともに、関係課への通訳の配置に加え、31言語に対応できる多言語通訳タブレットを新たに導入しました。また、外国人市民向けウェブサイト「ぼけとよ」やSNSを活用し、やさしい日本語を含めた多言語で外国人市民に役立つ情報を発信しました。

子どもの学習環境については、中学生に対する日本語初期支援校「みらい」の設置に続き、2校目となる「みらい西」や、小学生に対する日本語初期支援校「きぼう」を新たに設置するなど、増加する外国人児童生徒への支援を充実しました。この日本語初期支援校の取組に対し、県外の自治体が視察に来るなど、高い評価を受けています。放課後等における外国人の子どもたちへの日本語学習支援として、就学前の幼児を対象としたプレスクール事業や、児童を対象としたサマースクール、中学生を対象とした外国人中学生等アフタースクール事業を豊橋市国際交流協会やNPO法人との協働のもと実施しました。

活力ある社会づくりの推進

豊橋市国際交流協会が実施する日本語教室に携わる人材を育成するため、日本語学習ボランティア養成講座を実施したほか、災害時翻訳・通訳ボランティアを育成するため、研修会を実施するなど、多文化共生に関わる人材を積極的に育成しました。

外国人市民の自立支援として、日本語能力試験(JLPT)合格者に対して受験料の半額相当の商品券を提供することで、日本語学習意欲を高めるとともに、安定的な就労につながることを目的とした成人向けの「就労のための日本語教室」を新たに実施しました。

働きながら日本語を学び、ステップアップすることで就労促進を図ることを目的とし

た、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協働による「外国人市民向けコンビニお仕事説明会」や、市内大学の留学生が、地元企業に興味を持ち就職へつながるよう、大学と愛知県と協働した就職セミナーを開催するなど、豊橋で育ち・学んだ外国人市民が豊橋で活躍できる環境づくりに取り組みました。

3 今後取り組むべき課題

多文化共生理解の促進

人権尊重意識の一層の醸成を図るため、各課に任命した多文化共生推進主任者への研修や、全職員を対象とした専門家による講演を引き続き実施する必要があります。

日本人市民が外国人市民の存在を身近に感じるとともに、外国人市民が豊橋を居心地のよい場所だと感じられるよう、「やさしい日本語」の普及啓発や交流イベントの実施など相互理解と交流を促す取組を一層推進する必要があります。

1990年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人市民の生活も複雑化・多様化しており、共生に向けた問題の解決には市だけでは対応がますます困難になっていることから、国や愛知県、NPO法人、商工会議所、自治会など、様々な関係機関・団体との協働をより一層推進していく必要があります。庁内においては、多文化共生・国際課のみならず、あらゆる部署で事業の立案段階から多文化共生の視点を取り入れる体制を構築できるよう、外国にルーツを持つ職員の採用を一層推進したり、外国人市民の審議会等への登用を強化したりする必要があります。

生活環境整備の推進

多文化共生所管部署である多文化共生・国際課によるSNSやWebサイトによる「やさしい日本語」を含めた多言語による情報提供に加え、多文化共生・国際課以外の部署からの多言語情報の充実を図る必要があります。特に、多文化共生・国際課以外の部署からの「やさしい日本語」による情報提供をより強化する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うパンデミックにおける経験を踏まえ、防災・医療・保健など生命・身体の安全・安心に関する分野においては、特に配慮が必要であるとの認識から、可能なかぎり外国人市民の母語で対応できるよう、多言語化をより一層推進する必要があります。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたワクチン接種の外国人市民への案内など、人的資源に限られる中で迅速な対応が求められる状況下における情報提供手段の一つとして、「やさしい日本語」の一層の普及も併せて必要です。

子どもの学習環境については、小中学校における外国人児童生徒への支援の充実に加え、小学校入学前や中学校卒業後（高校進学後）についても充実する必要があります。

これまで外国人市民の住居の確保については、公営住宅による受け入れが進められてきましたが、民間賃貸住宅では、外国人市民が家主に入居を拒まれる傾向が見られるこ

とから、住まいの確保と暮らしの支援を一体的に解決できる体制を整備し、外国人市民に必要な支援が届く取組を行う必要があります。

活力ある社会づくりの推進

日本語学習ボランティアの高齢化などが進行しており、新たな担い手の発掘・育成と、新たな担い手が参加しやすい環境を整備する必要があるほか、災害発生時に活躍が期待される災害時翻訳・通訳ボランティアの更なる育成・増員が必要です。

外国人市民の高齢化が今後一層進行することが見込まれる中、年金保険料の納付が、老後の年金受給や、病気・ケガなどで心身に障害をきたした場合の障害年金受給につながることなどのメリットを知ってもらい、外国人市民の納付率を高める必要があるほか、ライフプランの構築に必要な国民健康保険や介護保険などもセットで周知していく必要があります。

外国人個人に対する日本語能力向上のための取組をより一層推進することに加え、事業者に対しても、日本語能力やコミュニケーション向上、住宅確保などに向けた支援を充実する必要があります。

4 新たな視点

地域における日本語教育の推進

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、同法11条には、「地方公共団体は、(中略)その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と明記されており、本市も同法に則り、新たに基本方針を策定しました。

外国人市民が日本という地で生活する上で、自立し活躍するためには、ある程度の日本語能力が必要です。特に生活を安定させる上で大きな役割を占める「働く」という場面においては、日本語能力がキャリア形成に大きく影響すると考えられます。本市等が2022年度(令和4年度)に行った「市内事業者向け外国人従業員の雇用等に関するアンケート調査」においても、外国人従業員を雇用する上での一番の課題として、日本語能力が挙げられています。

本市がこれまで推進してきた多文化共生施策の多くは、「言葉の壁」を取り払う支援であり、外国人市民一人ひとりに、ある程度の日本語能力を身につけてもらうことにより、多文化共生をより一層推進することが可能となります。さらに、日本人市民側にも外国人市民に伝わりやすい日本語を使用してもらうことにより、コミュニケーションがより円滑になることから、「やさしい日本語」の普及も併せて一層推進していく必要があります。

第 3 章 基本方針

1 基本理念

多文化共生社会の実現のため、目指し続けるべき目標として、前計画に引き続き、本計画においても次の基本理念を定めます。

互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり

国籍や民族・文化の違いを多様性に満ちた地域特性として活用し、異なる価値観や異文化をすべての市民が理解し、尊重し合いながらその豊かさを共有し、日本人市民も外国人市民も分け隔てなく地域にともに暮らす「豊橋市民」として捉える「多文化共生社会」の実現を目指します。

2 施策の方針

基本理念を実現するために、次の3つの施策の方針を定めます。

施策の方針1 「多文化共生理解の促進」



国籍や民族・文化の違いによらず、すべての市民の人権が尊重されるよう意識を醸成するとともに、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、ともに協働できるよう、多文化共生の理解を促進します。

施策の方針2 「生活環境整備の推進」



多言語で相談したり情報を受け取れたり、日本語がわからなくても子どもたちが学力を向上できたりするなど、日本人市民も外国人市民も安心して元気に暮らせるよう、生活環境の整備を推進します。

施策の方針3 「活力ある社会づくりの推進」

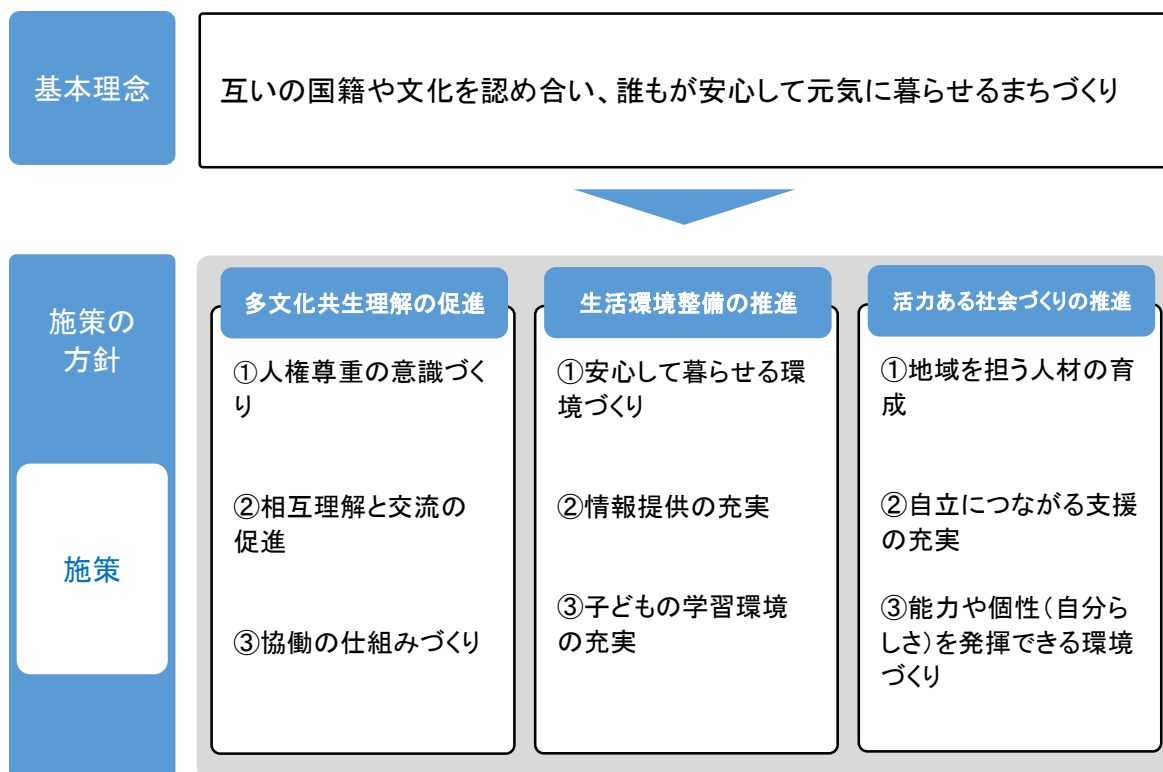


外国人市民が地域の一員として活躍できるように支援する人を育成するとともに、外国人市民が自立し、さらには外国人市民一人ひとりの能力や個性（自分らしさ）が発揮されることにより、日本人市民も外国人市民も豊かさを享受できる活力ある社会づくりを推進します。

3 施策を推進する新たな視点・取組

「2 施策の方針」で定めた3つの施策の方針に基づく各施策をより一層推進するため、新たに策定した「豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針」に基づき日本語学習支援を充実します。

4 計画の体系





1-1 人権尊重の意識づくり

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	55.8%	60.0%

※市民意識調査による。

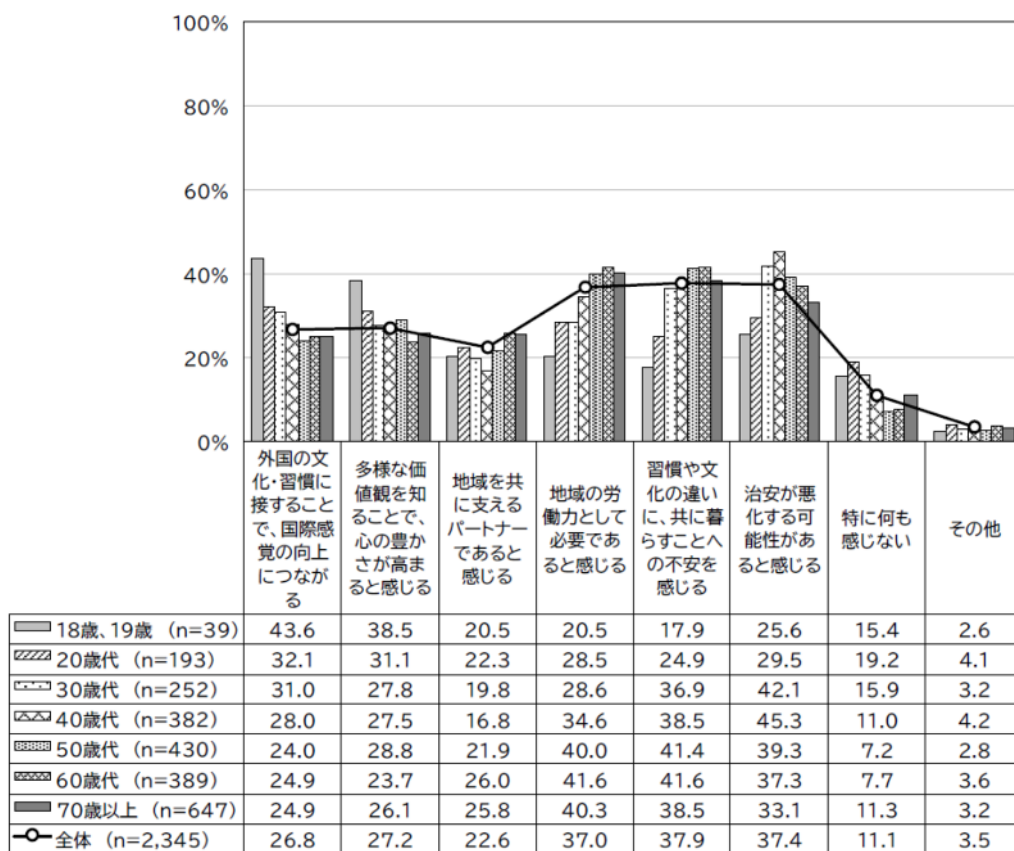
1) 現状

- ▶ 市民向けには、インターナショナルフェスティバルや国際協力に関する講演会などを通じて人権意識尊重を醸成したり相互理解や交流を促進したりしています。
- ▶ 職員向けには、「やさしい日本語」に関する多文化共生推進主任者向けの集合研修や全職員向けのオンラインによる自席研修、国際交流員による職員向け講座を通じて人権意識を醸成したり相互理解を促進したりしています。
- ▶ 学校における人権教育については、道徳や特別活動の時間などを通じて幅広く実施しています。
- ▶ 外国人市民が増加することを好意的に感じる割合は年々増加傾向にあり、2020年度（令和2年度）以降は「外国人市民が増加することをどう感じますか。」という問いに対して肯定的意見が否定的意見を上回っています。
- ▶ 外国人材受入れ施策の拡大により、言語、宗教、慣習等の相違から様々な人権問題の発生・増加が懸念されます。

2) 課題

- ▶ 外国人市民が増加することを不安に感じる日本人市民に対し、人権尊重の意識づくりや共生に対する理解をより一層促進する必要があります。
- ▶ 各課に配置した多文化共生推進主任者への研修等を通じて、市役所全体の多文化共生に対する意識を底上げする必要があります。
- ▶ 未来を担う子どもたちが、国籍にかかわらず将来活躍できる社会の実現に向け、学校生活の中で人権尊重の意識を養える環境づくりが必要です。

<2022年度(令和4年度)市民意識調査「地域に外国人市民が増加することをどう感じるか」についての回答>



3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
1	人権尊重意識高揚の講演会・啓発の実施	人権尊重意識の高揚のため、国際交流員や国際協力活動に関する取組についての研修会、その他人権啓発活動を実施する。
2	多文化共生推進主任者の配置による全庁的な多文化共生の推進	市役所各課に「多文化共生推進主任者」を任命し、同主任者への研修等を通じて全庁的な多文化共生の取組になるよう促す。
3	学校教育を通じた人権教育の実施	日常の社会科・道徳・特別活動の授業や行事及び時期に応じた生活指導、人権週間における講話や講演会などを通して、継続的に児童生徒の人権意識を高める取組を進める。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

1-2 相互理解と交流の促進

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
相互理解と交流を促進するイベントへの参加者数	21,725 人	42,000 人

※インターナショナルフェスティバル、グローバルラウンジなど、豊橋市国際交流協会が実施するイベント等への参加者数

1) 現状

- ▶ インターナショナルフェスティバルやグローバルラウンジ（地域の大学生が主体となり外国人留学生等と市民が交流する）など、異文化理解についてのイベントを定期的開催し、相互理解と交流を促進しています。
- ▶ 「やさしい日本語」の普及のため、多文化共生推進主任者及び新規採用職員を対象とした集合研修や、全職員向けのオンラインによる自席研修、豊橋市国際交流協会による一般市民を対象とした講座を実施していますが、「やさしい日本語」という言葉を知らなかったり、「やさしい日本語」を知っていても具体的にどう使えばよいかわからなかったりする職員・市民がまだまだ多くいます。
- ▶ 本市には 70 か国を超える外国人市民が暮らしており、国の外国人材受入れ施策の拡大により、今後も多国籍化が進行することが予想されます。

2) 課題

- ▶ 日本人市民が外国人市民の存在を身近に感じられる環境づくりが必要です。
- ▶ コミュニケーションの手段として「やさしい日本語」の普及をより一層図る必要があります。
- ▶ 様々な機会を通じて、外国人市民の生活の実情や多文化共生に対する理解を促進する必要があります。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
4	地元懇談会等の実施	住みよい地域にするために意見交換などを行う懇談会等を開催する。
●5	相互理解と交流を図るイベントの開催	豊橋市国際交流協会やボランティア団体などとの連携・協力により、インターナショナルフェスティバルや、グローバルラウンジなどを開催し、日本人市民と外国人市民との相互理解と交流の拡大を図る。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
● 6	「やさしい日本語」の普及啓発	普段の業務や生活、地域において「やさしい日本語」の実践的な活用を促すため、市職員や市民に対して研修・啓発を実施し、その習得を図る。
7	多文化共生出前講座の実施	市職員が、地域に出向き、人権や相互理解、多文化共生の重要性を広く市民に啓発する講座を開催する。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

1-3 協働の仕組みづくり

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
外国人市民の審議会等への登用人数	14人	30人

1) 現状

- ▶ 「スポーツのまち」づくり課所管の「「スポーツのまち」づくり推進市民委員会」や、政策企画課所管の「まちづくり市民会議」、消防本部総務課所管の「消防団組織等改善協議会」など、多文化共生・国際課が所管する以外の審議会にも徐々に外国人市民が登用され始めています。
- ▶ 自治会役員向けの『自治会活動に役立つ！外国人住民との地域づくりヒントブック－豊橋市－』を作成し、市内自治会へ配布し、活用周知を行っています。
- ▶ 1990年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人市民の生活も多様化・複雑化しており、共生に向けた問題の解決には市だけでは対応が難しくなっています。
- ▶ 外国人市民の住居は公営住宅から民間賃貸住宅へと移行している一方で、民間賃貸住宅では、外国人市民が家主に入居を拒まれる傾向が見られます。

2) 課題

- ▶ 庁内においては、多文化共生・国際課のみならず、あらゆる部署で事業の立案段階から多文化共生の視点を取り入れる体制を構築できるよう、外国にルーツを持つ職員の採用を一層推進したり、外国人市民の審議会等への登用を強化したりする必要があります。
- ▶ 本市は、国や愛知県、NPO法人、商工会議所、自治会など、様々な関係機関・団体との協働をより一層推進していく必要があります。
- ▶ 本市は、様々な関係機関・団体と連携した住まいの確保と暮らしの支援を一体的

に解決できる体制を整備し、外国人市民に必要な支援が届く取組を行う必要があります。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
8	国籍にとらわれない多様な人材確保の推進	国籍にとらわれない多様な人材を確保するため、フェイスブックその他SNSにより採用情報を発信する中で、やさしい日本語を活用する。
9	外国人市民の審議会等への登用の強化	外国人市民が豊橋市のまちづくりなどに対する考えや意見が述べられるよう審議会等への登用を積極的に進める。
10	外国人市民会議の開催	外国人市民の抱える課題や問題点、その解決策など外国人市民の視点での意見・情報交換を行い、市政の参考とする。
11	多文化共生推進連絡協議会の開催	本計画に掲げる事業の進捗管理と、多様化・複雑化する多文化共生に関する新たな諸問題の解決を図るため、市と関係機関・団体による協議会を定期的に開催する。
*12	外国人にやさしいまち「施設等認証ステッカー」配布事業の実施	外国人の利用しやすさ向上に向けた取組を実施している事業所等の希望者に認証ステッカーを配布し、外国人市民や外国人観光客にわかりやすく、寄り添うまちづくりを推進する。
13	住まいの確保と暮らしの支援を一体的に解決するための体制の整備	民間賃貸住宅では、外国人市民が家主に入居を拒まれる傾向が見られることから、住宅部局のほか、福祉部局や関係団体と連携し、住まいの確保と暮らしの支援を一体的に解決できる体制を整備する。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
14	実態調査・アンケート調査の実施	複雑化・多様化する多文化共生に関する問題に対し、様々な関係機関・団体と協働して解決を図るため、実態調査やアンケート調査を実施する。
15	自治会加入促進のための啓発活動の実施	自治会役員に対して、外国人受入マニュアルを活用し外国人市民の受入理解の促進を図る。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)



2-1 安心して暮らせる環境づくり

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
豊橋市が住みやすいと答えた外国人市民の割合	84.7%	88.0%

※外国人市民意識調査による。

1) 現状

- ▶ 豊橋市国際交流協会内に外国人総合相談窓口を新たに開設し、より幅広い相談に応じられるようにするとともに、多言語通訳タブレットを新たに導入し、相談機能を充実しています。
- ▶ あいち医療通訳システムを活用し、新型コロナウイルス感染者の健康観察を多言語にて対応することができた一方で、使いづらいという声も上がっています。
- ▶ 災害時翻訳・通訳ボランティアと外国人市民会議委員との共同訓練を定期的開催し、災害時の外国人支援に備えた一方で、地震以外の災害への体制が十分かどうか懸念されます。
- ▶ 愛知県外国人県民アンケート調査報告書によると、行政に対して求める支援で最も多かった回答は、病院での多言語対応となっています。
- ▶ 災害時における多言語対応の重要性に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うパンデミックにおける経験から、医療・保健機関等における多言語対応の重要性も認識されました。
- ▶ 外国人市民の住居は公営住宅から民間賃貸住宅へと移行している一方で、民間賃貸住宅では、外国人市民が家主に入居を拒まれる傾向が見られます。

2) 課題

- ▶ 市役所での手続きや日常生活全般での相談等に対する多言語による対応に加え、多言語で対応できる医療・保健機関等を増加する必要があります。
- ▶ 防犯や子育てなどの安全・安心な環境づくりを進めるほか、激甚化・頻発化する災害への対応として、防災意識の啓発と災害時多言語支援センターの体制強化を図る必要があります。
- ▶ 民間賃貸住宅では、外国人市民が家主に入居を拒まれる傾向が見られることから、住まいの確保と暮らしの支援を一体的に解決できる体制を整備し、外国人市民に必要な支援が届く取組を行う必要があります。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
16	外国人情報窓口業務の実施	初めて来日した外国人、他市から転入した外国人に対して、ポルトガル語や「やさしい日本語」により、日本での生活上のルールや豊橋市のごみ分別などのルールを紹介する窓口を設置し、地域生活に受け入れられるよう支援する。
17	外国人相談業務の実施	複雑化・多様化する外国人相談に対応するため、外国人相談員の資質向上を図るとともに、気軽に訪れることができる相談体制を整備する。
18	多言語対応医療機関の拡大に向けた方策の検討・実施	愛知県の医療通訳システムを活用するなど、かかりつけ医などの医療機関が導入しやすい多言語サービスについて幅広く検討し、多言語対応医療機関の拡大を目指す。
●19	外国人の母子保健相談の実施	外国人の保護者に、保健師が通訳と共に妊娠・出産・育児・こどもの発達に関する相談を個別に行い、外国人市民の育児不安の軽減を図る。
20	切れ目のない子育て支援事業の実施	安心して子育てができる環境づくりをするため、児童手当の支給や子ども医療費の助成をはじめとした経済的支援や、地域や企業を含めた社会全体での子育てを推進する啓発活動を実施する。
21	防災意識の啓発と災害時多言語支援センターの機能の充実に向けたマニュアルの見直し	外国人集住地区などで行われる防災講習会や訓練等で、生命・財産を守るための必要な防災情報を多言語で提供する。また、災害時に設置する災害時多言語支援センターが機動的に機能するようマニュアルを見直す。

(●)は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
22	災害時翻訳・通訳ボランティアの育成・増員	外国人被災者の支援を行う災害時翻訳・通訳ボランティアを広く募集し、重点的に外国人集住地域における登録者増を目指す。また登録者を対象に「外国人防災リーダー」を育成する。
23	外国人居住支援の充実	民間賃貸住宅では、外国人市民が家主に入居を拒まれる傾向が見られることから、住まいの確保と暮らしの支援を一体的に解決できる体制を整備し、外国人市民に必要な支援が届く取組を行う。
24	外国人市民向け防犯対策の検討・実施	多言語による啓発やキャンペーンを一部の地域でモデルとして実施し、効果のあったものに関して、市内全域に波及させていく。
25	メンタルヘルス相談事業の実施	ブラジル人を対象に、メンタルヘルス相談を実施し、適切なケアを受けられるようポルトガル語カウンセラーによる継続した支援を行う。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

2-2 情報提供の充実

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
やさしい日本語及び外国語での情報提供件数	318,514 件	320,000 件

※多文化共生フェイスブックなどの SNS や外国人市民向け Web サイトのアクセス数

1) 現状

- ▶ 多文化共生・国際課では、新たに開設した外国人市民向けウェブサイト「ぼけとよ」や SNS を活用し、やさしい日本語を含めた多言語で外国人市民に役立つ情報を発信しています。
- ▶ 一方で、多文化共生・国際課以外からの「やさしい日本語」による情報提供は少ない状況にあります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたワクチン接種の外国人市民への案内など、人的資源に限られる中で迅速な対応が求められる状況下における情報提供手段の一つとして、「やさしい日本語」の重要性が再認識されています。
- ▶ 外国人に対する情報提供として、「広報とよはし」を 10 言語（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）で電子配信しています。
- ▶ 自治会における各種案内文書の翻訳を実施し、情報提供の充実によるコミュニティの活性化を図っています。

2) 課題

- ▶ 庁内において、多文化共生・国際課以外からの「やさしい日本語」による情報提供を充実する必要があります。
- ▶ 生活全般に関する情報発信に加え、災害時における「やさしい日本語」を含めた多言語による情報発信をより一層充実する必要があります。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
●26	やさしい日本語による子育て支援情報の提供	多言語による子育て支援情報の提供に加え、やさしい日本語による提供を行う。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
●27	行政サービスの周知を多言語・「やさしい日本語」にて実施	安心して生活する上で欠かせない様々な行政サービスの周知を、多言語や「やさしい日本語」を用いて行う。
28	地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施	地域コミュニティの活性化に向けた外国人市民の積極的な参加を促すため地域における通訳・翻訳を支援する。
29	「広報とよはし」の多言語化	スマートフォンアプリを使用し、「広報とよはし」を10言語（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）で閲覧できるようにする。
30	多言語でのホームページ閲覧機能の提供	公式ホームページに英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語への自動翻訳機能を実装する。
31	多文化共生情報のSNSによる提供	フェイスブックやその他SNS、外国人市民向けWebサイトの活用により、多文化共生に関する情報等を英語・ポルトガル語・タガログ語、やさしい日本語などで発信し情報提供の充実を図る。
32	ICTを活用したごみ分別促進事業の実施	ごみ減量、分別の徹底を図るため、5言語に対応したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信する。
33	外国人向け「豊橋ほっとメール」等での緊急情報の提供	外国人市民に「豊橋ほっとメール（外国人向け）」に登録してもらい、地震や風水害等の緊急情報をメールでいち早く提供し、被害の軽減を図る。また、多文化共生・国際課のフェイスブックなどを活用し、やさしい日本語を含めた多言語で緊急情報を発信する。

（●）は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業

2-3 子どもの学習環境の充実

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
子どもの学習に関する各種支援事業への外国人児童生徒等参加者数	1,246 人	1,400 人

※外国人児童生徒初期支援コース、プレスクール、外国人中学生アフタースクール、外国人児童サマースクールなどへの児童生徒等参加者数

1) 現状

- ▶ 中学生に対する日本語初期支援校「みらい」の設置に続き、2校目となる「みらい西」や、小学生に対する日本語初期支援校「きぼう」を新たに設置するなど、増加する外国人児童生徒への支援を充実しています。
- ▶ 放課後等における外国人の子どもたちへの日本語学習支援として、就学前の幼児を対象としたプレスクール事業や、小学生を対象としたサマースクール、中学生を対象とした外国人中学生等アフタースクール事業を豊橋市国際交流協会や NPO 法人との協働のもと実施しています。
- ▶ 外国人の子どもたちがそれぞれの背景を生かし将来活躍できるよう、母語（継承語）と日本語の両方を話すことができるバイリンガルに育つためには、乳幼児期からの対応が重要との指摘があります。
- ▶ 豊橋高等学校では、外国人生徒の増加や多国籍化の進行に伴い、日本語の習得が不十分なために授業内容が理解できずに退学に至るケースがあり、進学及び就職率が伸び悩んでいます。

2) 課題

- ▶ 義務教育（小中学校）における外国人児童生徒等への支援等の充実に加え、小学校入学前や中学校卒業後などの義務教育課程前後の支援の充実を図る必要があります。
- ▶ 市内中学校や豊橋高等学校と、夜間中学や関係県立高等学校との連携を進めるなど、外国人生徒の学力や希望に応じたよりきめ細やかな指導を行うことで、外国人生徒が希望するキャリアを実現できるように支援する必要があります。

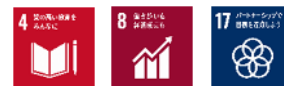
3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
●34	キャリア教育の推進	進路を考える会を開催するなど外国人生徒が将来様々な進路選択が可能となるように、指導体制や指導内容の充実を図る。
●35	外国人児童生徒初期支援コースの運営	初期支援コース「みらい」「きぼう」において、外国人児童生徒教育相談員と外国人児童生徒対応教員により、初期支援プログラムを充実させる。
36	外国の交流都市との教育交流の実施	海外交流都市との児童生徒交流をその都市の特色に応じて進めていく。
37	海外協力交流研修員受入事業の実施	ブラジルの小中学校に勤務する教員を研修員として受入れ、市内小中学校等への訪問や体験、授業の実施などをおして、教員及び児童生徒が、お互いの国の教育や文化について理解や友好を深める。
●38	日本語支援や学習支援に関する教育相談の充実	外国人児童生徒相談コーナーに外国人児童生徒教育相談コーディネーターが常駐し、教職員や児童生徒、保護者に対する教育相談活動、学校における外国人児童生徒への指導を支援する。
●39	在籍校での支援体制の充実	拠点校式として相談員を配置し、外国人児童生徒への指導強化を図る。
●40	外国人児童生徒教育研究の実践と拡大	外国人児童生徒教育担当者及び初心者の研修会をもち、小中学校での効果的な外国人児童生徒教育を実践し、日本語力の向上を図る。
41	不登校・不就学児童生徒への取組の実施	不登校・不就学児童生徒の保護者に対する子どもの教育への意識啓発を行う。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
●42	プレスクール事業の実施	小学校入学前の外国人幼児に対し、日本語の初期指導や学校での生活習慣を指導する。
●43	外国人中学生アフタースクール事業の実施	外国人中学生等を対象に、主に学校からの宿題を題材とする教科学習と並行した日本語学習支援を行う。
●44	外国人児童サマースクール事業の実施	外国人集住地域の外国人児童を対象に、学校、地域住民、保護者等が連携して夏休み期間中、日本語学習や教科学習の支援を行う。
●45	外国人児童を対象とした放課後子ども教室の実施	地域の方々や市民のボランティアの参加を得て、外国人児童に対して、安全、安心な居場所を確保し、日本語学習支援を行う。
●46	保育士向け外国人乳幼児研修の実施	外国にルーツを持つ子供たちの保育園・こども園・幼稚園でのスムーズな生活について、また、その保護者への対応について市内の保育士向けに研修を実施
●47	市内中学校・豊橋高等学校と、夜間中学・関係県立高等学校との連携による日本語教育支援充実方策の検討・実施	市内中学校や豊橋高等学校と、夜間中学や関係県立高等学校との連携を進めるなどにより、より効果的な日本語学習支援を検討・実施する。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)



3-1 地域を担う人材の育成

目標値

指標名	現行値 (2022)	目標値 (2028)
多文化共生・国際交流におけるボランティア数	235 人	250 人

※豊橋市国際交流協会登録ボランティア数

1) 現状

- ▶ 豊橋市国際交流協会が実施する日本語教室に携わる人材を育成するため、日本語学習ボランティア養成講座を実施しているほか、災害時通訳・翻訳ボランティアを育成するため、研修会を実施するなど、多文化共生に関わる人材を積極的に育成しています。
- ▶ 地域での外国人市民、日本人市民合同の防災訓練の実施などで顔の見える関係づくりを行い、人材育成のきっかけづくりを行っています。
- ▶ 日本語学習ボランティアの高齢化が進行しています。
- ▶ 災害時通訳・通訳ボランティア数は減少傾向にあります。

2) 課題

- ▶ 日本語学習ボランティア等について、新たな担い手の発掘・育成と、新たな担い手が参加しやすい環境を整備する必要があります。
- ▶ 災害発生時に活躍が期待される災害時通訳・通訳ボランティアの更なる育成・増員が必要です。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
●48	日本語学習ボランティアが参加しやすい環境づくりの検討・実施	一部の日本語教室を登録日本語教員などの専門性を有する人とボランティアのハイブリッドにするなどにより、ボランティアの負担を減らし、参加可能なボランティアの裾野を広げる。また、日本語学習ボランティア養成講座を実施する。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
	災害時翻訳・通訳ボランティアの育成・増員（再掲）	外国人被災者の支援を行う災害時翻訳・通訳ボランティアを広く募集し、重点的に外国人集住地域における登録者増を目指す。また登録者を対象に「外国人防災リーダー」を育成する。
*49	講師派遣人材バンク制度の実施	国際理解や多文化共生に関する様々なテーマについて、得意分野を活かして講話や実務を実施する人材を広く募集する登録制度を設け、市民からの講師派遣の依頼に基づき適切な人材を紹介する。

（●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業）

3-2 自立につながる支援の充実

目標値

指標名	現行値（2022）	目標値（2028）
日本語能力試験合格者数	31人	50人

※日本語能力試験受験料支援事業の利用者数及び市・豊橋市国際交流協会等が実施する日本語教室の受講者の合格者数

1) 現状

- ▶ 日本語能力試験（JLPT）合格者に対して、受験料の半額相当の商品券を提供することで、日本語学習意欲を高めるとともに、安定的な就労につなげることを目的とした成人向けの「就労のための日本語教室」を新たに実施しています。
- ▶ 日本語教育の推進に関する法律には、「地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と明記されています。
- ▶ こども若者総合相談支援センターの機能強化を図るため、相談支援業務について民間支援団体への委託を実施し、困難を抱える子ども・若者への寄り添った支援に取り組んでいます。
- ▶ 国はこども家庭庁を設置し、ヤングケアラーに関する取組を強化しており、本市においても、外国にルーツを持つ子どもの中には、日本語が不自由な保護者の通訳のため、本来必要な学業や友人との関わりに影響をきたしてしまうなどのヤン

グケアラーが一定数いることが見込まれます。

- ▶ 1990年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人市民の高齢化が今後一層進行することが見込まれる中、外国人市民が不安なく老後生活を送れるのか懸念されます。

2) 課題

- ▶ 新たに策定した豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に基づき、日本語学習機会を充実する必要があります。
- ▶ 困難を抱える子ども・若者への寄り添った支援に加え、外国にルーツを持つヤングケアラーに対する支援を強化する必要があります。
- ▶ 年金保険料の納付が、老後の年金受給や、病気・ケガなどで心身に障害をきたした場合の障害年金受給につながることなどのメリットを知ってもらい、外国人市民の納付率を高める必要があるほか、ライフプランの構築に必要な国民健康保険や介護保険などもセットで周知していく必要があります。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
●50	日本語能力試験の受験等に関する支援	日本語学習意欲を高めるため、受験料の半額相当の商品券を提供する。
●51	地域日本語教育基本方針に基づく日本語学習機会の充実	これまで日本語の学習機会がえられなかった外国人市民向けの初期日本語教室と、外国人従業員向けの日本語教室の開設について検討・実施する。
52	子ども・若者支援事業の実施	こども若者総合相談支援センター“ココエール”において、困難を抱える子ども・若者への寄り添った支援に取り組むとともに、センター活用の周知啓発を図る。
53	ヤングケアラー支援事業の実施	日本語が不自由な保護者の通訳のため、本来必要な学業や友人との関わりに影響をきたしてしまうなどのヤングケアラーの発見・把握から支援までの一貫した体制を構築し、当事者ニーズを踏まえた事業を実施する。

(●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業)

No.	事業名	事業内容
54	国民年金や国民健康保険、介護保険など、ライフプランの構築に必要な知識の周知強化	年金保険料の納付が、老後の年金受給や、病気・ケガなどで心身に障害をきたした場合の障害年金受給につながることなどのメリットを周知し、外国人市民の納付率を高める。またライフプランの構築に必要な国民健康保険や介護保険なども周知していく。
55	外国人税務相談会の実施	複雑な税務手続きが円滑に行われるよう、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語で対応する相談会を実施する。
	メンタルヘルス相談事業の実施（再掲）	ブラジル人を対象に、メンタルヘルス相談を実施し、適切なケアを受けられるようポルトガル語カウンセラーによる継続した支援を行う。

（●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業）

3-3 能力や個性（自分らしさ）を發揮できる環境づくり

目標値

指標名	現行値（2022）	目標値（2028）
豊橋公共職業安定所管内の外国人雇用事業所数	1,754 事業所	2,300 事業所

※厚生労働省 外国人雇用状況 届出状況による。

1) 現状

- ▶ 東三河における外国人雇用事業者数、外国人労働者数はともに増加し続けています。
- ▶ 豊橋商工会議所と協働して実施した、市内事業者を対象とした外国人従業員の雇用等に関するアンケート調査では、外国人従業員を雇用する上での一番の課題として、日本語能力が挙げられています。
- ▶ 市内大学の留学生が、地元企業に興味を持ち就職へつながるよう、大学と愛知県と協働した就職セミナーを開催するなど、豊橋で育ち・学んだ外国人市民が豊橋で活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

2) 課題

- ▶ 外国人個人に対する日本語力向上のための取組をより一層推進することに加え、事業者に対しても、外国人雇用に対する支援を充実する必要があります。
- ▶ 市内大学の留学生が地元企業に興味を持ち就職へとつながるよう、豊橋への愛着を醸成する取組を充実する必要があります。
- ▶ 地域で育った外国にルーツを持つ子どもや留学生など、複数の言語や文化を持つ外国人市民をグローバル人材として活用する必要があります。

3) 主な実施事業

No.	事業名	事業内容
56	外国人雇用支援の充実	雇用の安定を図るため、中小事業者における正規雇用への転換を促進する。
●	地域日本語教育基本方針に基づく日本語学習機会の充実（再掲）	これまで日本語の学習機会がえられなかった外国人市民向けの初期日本語教室と、外国人従業員向けの日本語教室の開設について検討・実施する。
●57	留学生パスポートの発行	留学生交流・支援の一環として、市内3大学の留学生を対象に、市の施設を無料使用できるパスポートを発行し、豊橋への親しみと愛着を熟成する機会を提供する。
●58	留生活活動支援事業の実施	留学生と市民が気軽に交流できる場を毎月定期的に提供し、地域の大学生が行う様々なプログラムを通して、若者の人材育成と留学生が地域に溶け込むきっかけをつくり、市民の国際理解を深める。
59	グローバル人材の活躍事例の紹介	各イベントやWebページ等で、身近なロールモデルとして活躍する外国人市民の事例を、市民や事業者、とりわけ次世代を担う子どもたちに紹介する。

（●は豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に関連する事業 *は豊橋市国際交流協会が実施する事業）

第 5 章 計画の推進に向けて

1 庁内推進体制

本計画に掲げる施策を計画的かつ総合的に推進するため、庁内の関係部局で構成する「豊橋市多文化共生推進会議」を設置し、分野横断的に取り組むほか、各課（室）に配置した多文化共生推進主任者への研修などを通じて全職員への多文化共生に関する理解を促進します。

2 様々な主体との連携・協働

多文化共生施策を推進するため、国の関係機関、愛知県、豊橋市国際交流協会、自治会、NPO、外国人市民を雇用する企業等で構成される「豊橋市多文化共生推進連絡協議会」を中心に、幅広く外国人市民に関わる主体との連携・協働を図ります。

3 計画の進捗管理

各施策の進捗状況については、PDCA サイクルに基づき定期的に点検・評価するほか、「豊橋市多文化共生推進会議」及び「豊橋市多文化共生推進連絡協議会」において各事業の実施状況の検証を行い、今後の取組へ反映します。

1 豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針

1 策定の背景と目的

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、同法11条には、「地方公共団体は、(中略)その地域の実情に応じ、(中略)基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と明記されている。本市も同法に則り、本市の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を多様な主体との連携のもと、地域一丸となって総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するものである。

2 現状と課題

- ▶ 本市にはブラジル・フィリピンを中心に約70か国・20,000人の外国人市民が暮らしており、日本人市民と外国人市民とのコミュニケーションや異なる国籍間による外国人市民同士のコミュニケーションを円滑にするために、共通言語としての日本語を学習する機会の充実や「やさしい日本語」の普及をより一層図る必要がある。
- ▶ 本市には、身分に基づく在留資格(永住者・定住者等)を有する外国人市民が、外国人市民全体の約8割を占めている現状がある。永住者・定住者やますます長期滞在化する外国人市民が安心して元気に暮らすことができるよう、日本語を学ぶ機会を充実する必要がある。
- ▶ 日本での滞在が10年以上にもかかわらず日本語がほとんど話せない者がいる一方で、留学生や技能実習生など母国で一定の日本語学習を経て来日する者もいるなど、個人によって日本語能力や日本語学習意欲に大きな隔たりがあることから、多様なニーズに応えるために、様々な主体との連携のもと、体制を整備する必要がある。
- ▶ 市内の公立小中学校及び外国人学校を合わせると、2,000人を超える外国人児童生徒が在籍しており、近年は日本生まれの子どもや日本国籍を有する日本語指導が必要な子どもが増加傾向にある。また、国の外国人材受入れ施策の拡大により、今後ますます多くの外国籍の子どもが来日することが見込まれる。国籍にかかわらず、未来を担うすべての子どもが将来活躍できるよう、これまで以上に日本語学習環境を充実する必要がある。
- ▶ 本市が豊橋商工会議所と協働して実施した、市内事業者を対象とした外国人従業員の雇用等に関するアンケート調査では、事業者が外国人就労者を雇用する上で一番の課題として、日本語能力を挙げており、就労場面において外国人就労者が能力と個性を發揮し活躍できるよう、外国人就労者への日本語学習支援を充実

するとともに、外国人就労者にとって理解しやすい「やさしい日本語」の活用を日本人就労者へ促す必要がある。

3 基本方針

「2 現状と課題」を踏まえ、基本方針を以下のとおり定める。

(1) 目指す姿（基本方針策定にあたっての視点）

- ▶ 生活者として必要な日本語を効率的に習得するための機会の保障と学習環境の整備を目指す（文法や体系的な学習カリキュラムを否定するものではない）。
- ▶ 地域全体を日本語学習の場と捉え、日本人市民との交流を促すことで生きた日本語に触れる機会の充実を図りながら、本市と多様な主体との連携による日本語学習環境の構築を目指す。
- ▶ 就労者や求職者においては、職場で円滑に働くために日本語でコミュニケーションがとれるようになることを目指し、事業者などとも連携しながら日本語学習環境の充実を図る。
- ▶ 特に本市における義務教育課程での日本語学習指導は早くから同指導の重要性に着目し、たゆまぬ研鑽を重ねた結果、現在では先進的な取組として注目されていることから、この精神・姿勢・課題解決に向けた行動力などを大いに参考にし、全体としてバランスが保たれるようその他の分野の底上げを目指す。

(2) 対象

市内に在住、在勤、在学し、日本語の学習を希望する外国人市民を主な対象とするが、国籍や年齢にかかわらず日本語の学習や支援に関わる市民すべてを含むものとする。

(3) 目指すレベル

国は「日本語教育の参照枠」B1相当レベル（自立した言語使用者）を目指すことが望ましいとしており、本市としても就労などへの円滑な接続を見据えて同レベルを長期的な目標としつつ、本市の現状等を踏まえ当面はA2相当レベル（基礎段階の言語使用者）を目指すレベルとする（義務教育及び高等教育課程を除く）。

(4) 開設・運営する教室

- ▶ 初めて日本語を学習する者（ゼロレベル）向けの学習支援の充実を図る。
- ▶ 3(1)の目指す姿に基づき、生きた日本語を習得できるよう日本人との交流を促す教室モデルを構築・運営する。
- ▶ 上述の交流型教室の運営のため、ボランティアが参加しやすい環境整備の充実を図る（例：ボランティアが中心となって授業を進行するやり方から、専門性を有

するスタッフとボランティアによるクラス活動スタイルへと転換を図る)。

- ▶ 国による外国人材受入れ施策の拡大に伴い、増加が見込まれる外国人就労者向けの日本語教室についても、事業者などとの連携のもと開設に向け検討を進める。

(5) 日本語学習支援者の育成

3(1)の目指す姿に基づく交流型の学習環境を構築するため、以下の取組を積極的に行う。

- ▶ 日本語学習支援者の育成
- ▶ 日本人市民に対する「やさしい日本語」の周知及び活用促進

(6) 外国人等の学習ニーズの把握及び日本語教育に関する広報、住民理解の促進

3(1)の目指す姿に基づく効果的な教室等の設置・運営のため、定期的に外国人等の日本語学習に関するニーズの把握及び日本人市民を含めた住民の理解を得られるよう努める。

(7) 体制整備

3(1)の目指す姿に基づく効果的な教室等の設置・運営に向け、専門性を有する人材の確保など必要な体制を整備する。

(8) 基本方針の見直し

本市多文化共生推進計画の改定等に合わせ、本基本方針の内容についても必要に応じて概ね5年ごとに見直すものとする。

(9) 推進体制及び各主体に期待される役割

本市は以下に示す各主体で構成する連携・協力体制の整備を通じて、本基本方針に掲げる地域日本語教育を推進するものとする。

各主体に期待される役割は以下のとおり。

豊橋市

<これまで>

- ▶ プレスクールや就労のための日本語教室など、個別のニーズに対応する事業を展開してきた。

<今後>

- ▶ 多様な主体によるそれぞれの取組が最大限の効果を発揮できるよう、日本語教育に関する地域として目指す姿・目標・方針を明確にする。
- ▶ 各主体との連携はもちろんのこと、特に豊橋市国際交流協会との二人三脚により、

日本語学習支援体制の充実を図る。

豊橋市国際交流協会

<これまで>

- ▶ 地域における日本語学習支援の中心的存在として、ボランティアによる学習支援を実施してきた。
- ▶ 日本語を学びたい外国人学習者の要望と、ボランティアが提供できる日本語学習支援との調整を図りながら、様々な教室を展開してきた。
- ▶ 外国人に対し日本語を教えるボランティアになりたい人のための養成講座を実施してきた。
- ▶ 一般市民向けの「やさしい日本語」に関する講座・啓発を行ってきた。

<今後>

- ▶ 日本語学習支援者を育成し、地域日本語教育を実践するとともに、各主体と連携・協働し、それぞれを有機的に結びつけるほか、日本人市民へ「やさしい日本語」を周知し、活用を促進するなど総合拠点機能を担う。

豊橋市教育委員会

<これまで>

- ▶ 外国人児童生徒に対して先進的な日本語教育を実施してきた。
- ▶ 進路説明会などを開催し、外国人児童生徒及び保護者に対し、キャリアに関する情報を積極的に提供してきた。
- ▶ 外国人児童生徒及びその家族にまつわる様々な問題について話し合う場をつくり、問題解決を図ってきた。

<今後>

- ▶ (上述に加え)市内中学校や豊橋高等学校と、夜間中学や関係県立高等学校との連携を進めるなどにより、より効果的な日本語学習支援を実施する。
- ▶ 夜間中学や関係県立高等学校との連携などにより、豊橋高等学校における外国人生徒の定着率の向上を図る。

NPO

- ▶ 民間の自発的・自主的な活動は大変意義があるものであり、その役割を規定するものではないが、本基本方針を御理解いただき、市等との連携・協働に取り組む。

事業者

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 市や国際交流協会をはじめ、地域日本語教育を実施する機関・団体と連携・協力

して、企業も日本語教室を開設するなど、外国人就労者とその家族に対して、生活に必要な日本語学習機会の提供や日本語学習を支援する。なお、仕事のための日本語教育には、日本語教育機関（日本語学校等）へ日本語教師の派遣等を依頼するなど、企業が責任を持って取り組む。

- ▶ 外国人就労者が日本語を学ぶことを奨励し、日本語の学習が継続できるよう就業時間などの面で配慮する。
- ▶ 外国人就労者とその家族に対し、日本語学習に関する情報提供を行う。
- ▶ 就業時及び就業時間外において、日本人就労者と外国人就労者等との交流の機会を積極的に設け、企業内のコミュニケーションの向上及び多文化共生意識の啓発を促す。
- ▶ 外国人市民の日本語学習を支援する活動に対し、企業として協力・応援する。

大学

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 留学生に対し、国際交流協会等が行う日本人市民との交流会などの情報を提供する。
- ▶ 学生に対し、国際交流協会等が行う地域の日本語教室等における日本語学習の支援活動や地域の交流の場に関する情報を提供する。

日本語学校

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 地域の日本語教室等への専門的知識の提供や日本語教師の派遣など、日本語教育機関として可能な協力を行う。

豊橋商工会議所

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 市等が市内事業者向けに実施する外国人就労者に対する日本語学習支援状況等の調査等に協力する。

市民

以下のような役割を果たすことが期待される。

（日本語学習支援者）

- ▶ 地域の日本語教室へ参加・協力する。
- ▶ 「やさしい日本語」に関する理解を深め、外国人市民とのコミュニケーションの場面で活用する。

(日本語学習者)

- ▶ 自立した生活を営むことができる日本語を習得するため、継続して日本語を学習する。

豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に基づく日本語教育推進施策イメージ
(各ライフステージに応じた支援)

就園前期	各種子育て講座(※) 母子保健相談(※)
就園期	プレスクール 母子保健相談(※) 母語・継承語の重要性の啓発(保育士向け外国人乳幼児研修)
小学校期	日本語相談員・バイリンガル相談員・スクールアシスタントの配置 登録ボランティアによる母語支援 就学支援・編入時の支援 初期支援コースの設置 進路を考える会 など
中学校期	日本語相談員・バイリンガル相談員・スクールアシスタントの配置 登録ボランティアによる母語支援 就学支援・編入時の支援 初期支援コースの設置 進路を考える会 外国人中学生アフタースクール事業 など
高校期以降 大人	ライフキャリア形成支援(キャリア教育) 就労のための日本語教室 夜間中学(愛知県) 留学生活動支援事業

※日本語に触れる機会の創出など

2 アンケート調査の概要（抜粋）

（1）令和4年度市民意識調査

調査の目的		この調査は、市民と行政が一体となったまちづくりを推進するにあたり、市民の貴重な意見や要望を聞き、明日の豊橋市のまちづくりに反映させることを目的として実施する。
調査の設計	調査地域	豊橋市全域
	調査対象	市内在住の満18歳以上の方（日本国籍）
	標本数	5,000人
	抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
	調査方法	設問紙を郵送。郵送またはWebにより回答。
	調査期間	令和4年6月23日（木）～7月20日（水）
回収結果	回収数	2,424人（内Web回答 804人）
	有効標本回収数	2,418人（全問無回答及び属性のみ回答の標本は無効とする。また、「紙」での回答と「Web」での回答が重複している場合は、「Web」での回答を有効回答とする。）
	有効標本回収率	48.4%

多文化共生について

豊橋市には約1万8,300人の外国人市民が共に暮らしています。お住まいの地区に外国人市民が増加することをどう感じますか。（複数回答：n=2,345）

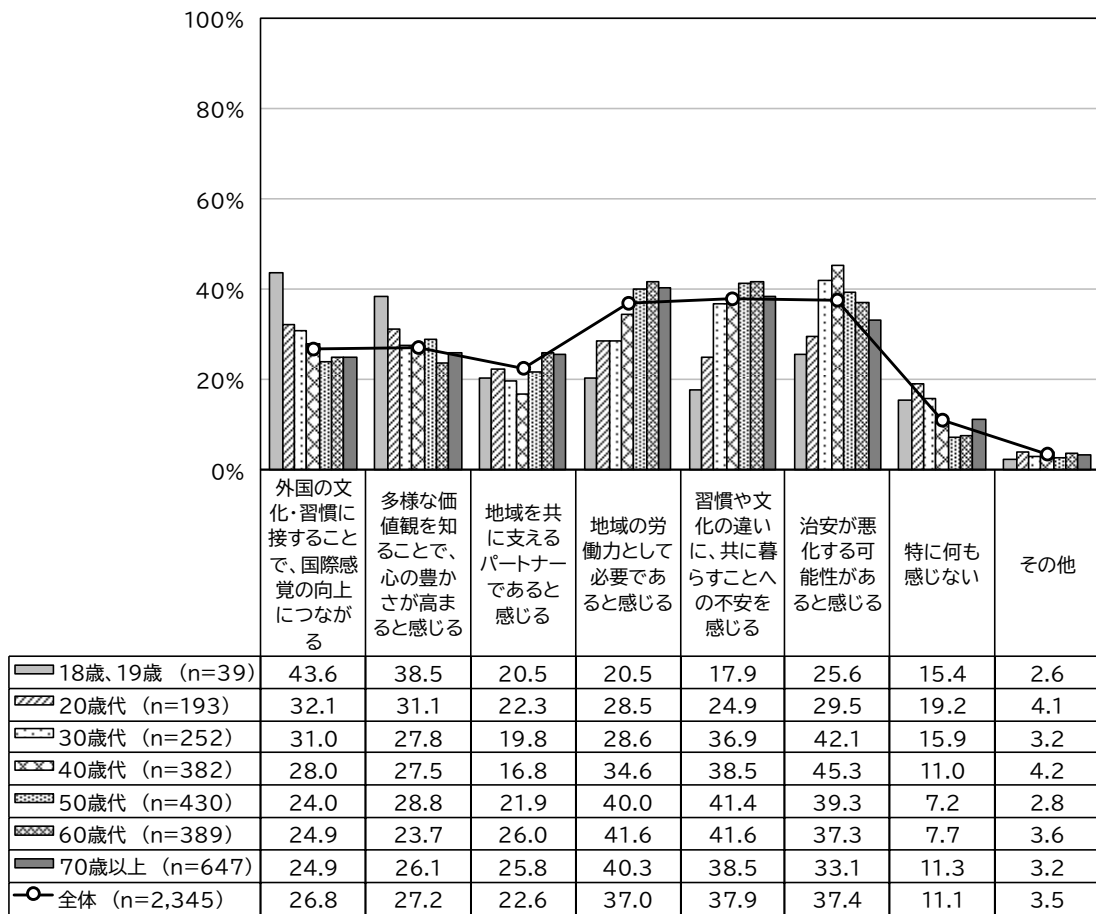
（1）全体的傾向

「習慣や文化の違いに、共に暮らすことへの不安を感じる」と回答した人の割合が37.9%と最も高く、次いで「治安が悪化する可能性があると感じる」（37.4%）、「地域の労働力として必要であると感じる」（37.0%）と続いている。

（2）年代別にみた特性

18歳、19歳は、「外国の文化・習慣に接することで、国際感覚の向上につながる」と回答した人の割合が43.6%、「多様な価値観を知ることで、心の豊かさが高まると感じる」と回答した人の割合が38.5%と他の年代と比べ高くなっている。

また、30歳代、40歳代は、「治安が悪化する可能性があると感じる」と回答した人の割合が42.1%～45.3%と他の年代と比べ高くなっている。



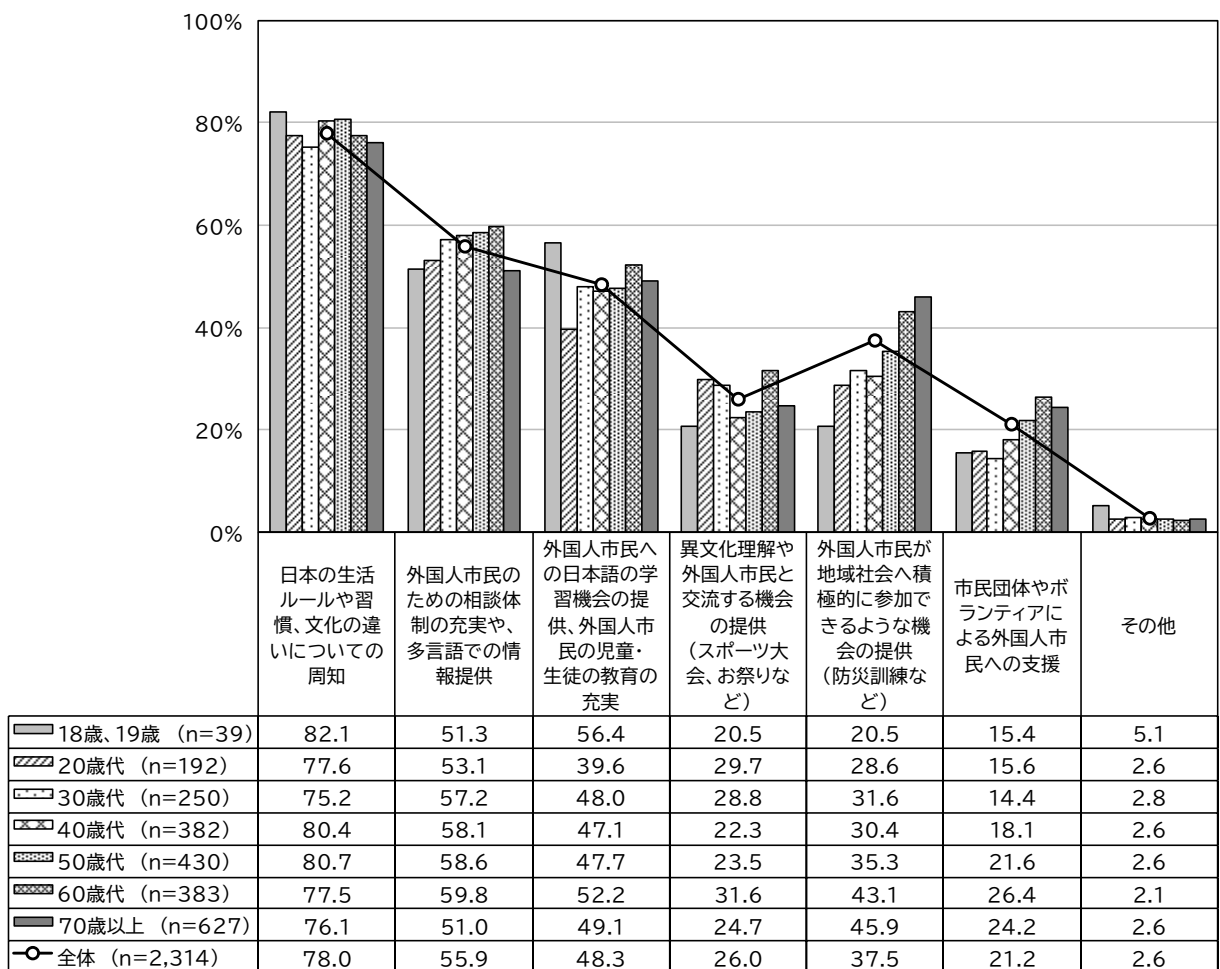
外国人市民と共に暮らしやすい社会にしていくためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答：n=2,314）

（１）全体的傾向

「日本の生活ルールや習慣、文化の違いについての周知」と回答した人の割合が78.0%と最も高く、次いで「外国人市民のための相談体制の充実や、多言語での情報提供」（55.9%）、「外国人市民への日本語の学習機会の提供、外国人市民の児童・生徒の教育の充実」（48.3%）と続いている。

（２）年代別にみた特性

すべての年代で、「日本の生活ルールや習慣、文化の違いについての周知」と回答した人の割合が最も高く、75.2%～82.1%と約8割となっている。



(2) 令和4年度外国人市民意識調査

調査の目的		この調査は、外国籍の市民を対象に暮らしの現状や意見を聞き、豊橋市のまちづくりの参考にすることを目的として実施する。
調査の設計	調査対象	豊橋市内在住の満18歳以上の方（外国籍）
	調査方法	①住民基本台帳から等間隔無作為抽出し設問紙を郵送 ②市内の窓口など（※）で配布 ※多文化共生・国際課、国保年金課、納税課の各窓口、豊橋市国際交流協会、豊橋ブラジル協会、外国人のための税務相談会
	標本数	416人
	回収方法	①郵送またはWebによる回答 ②対象者からアンケート記入後直接回収
	調査期間	令和4年12月13日（火）～令和5年2月12日（日）
回収結果	回収数	249人（内郵送回答60人、Web回答23人、窓口回答166人）
	有効標本回収数	248人（全問無回答及び属性のみ回答の標本は無効とする）
	有効標本回収率	59.6%（内①郵送またはWeb回答32.8%、②窓口回答100%）

① 豊橋市は住みやすいまちだと思いますか。（n=241）

(1) 全体的傾向

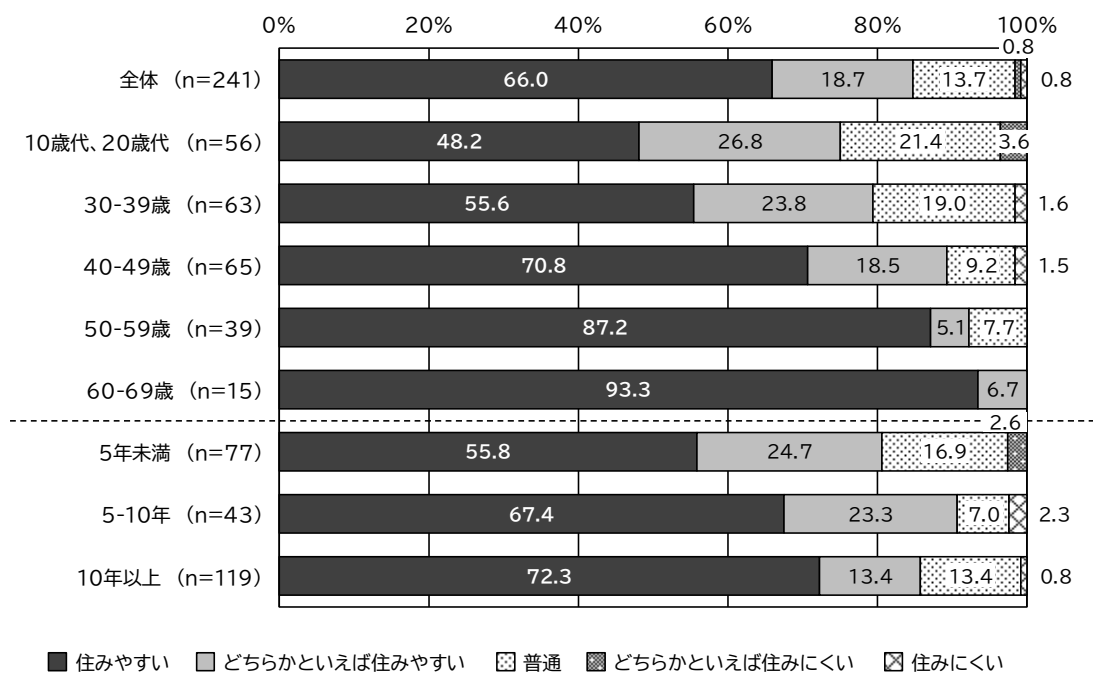
「住みやすい」と回答した人の割合が66.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば住みやすい」（18.7%）、「普通」（13.7%）と続いている。

(2) 年代別にみた特性

すべての年代で「住みやすい」と回答した人の割合が高く、特に60-69歳が93.3%と他年代より高くなっており、年代が上がるにつれて「住みやすい」と回答した人の割合が高くなっている。「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」は0%～3.6%で、どの年代においても低くなっている。

(3) 日本在住年数別にみた特性

日本在住年数が10年以上の人の72.3%が「住みやすい」と回答している。日本に来て年数が多く経過している人ほど「住みやすい」と回答する割合が高くなっている。



② 生活で不満や外国人であることを理由に差別を受けたことはありますか。

②-1 生活のこと (複数回答: n=225)

(1) 全体的傾向

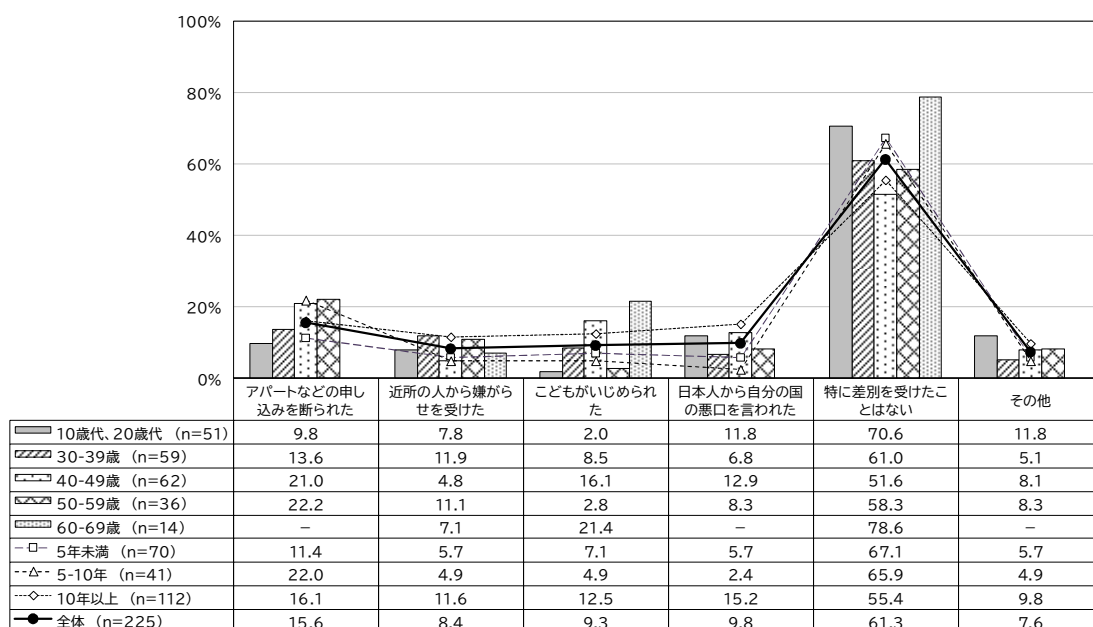
「特に差別を受けたことはない」と回答した人の割合が61.3%と最も高く、次いで「アパートなどの申し込みを断られた」(15.6%)、「日本人から自分の国の悪口を言われた」(9.8%)と続いている。

(2) 年代別にみた特性

「特に差別を受けたことはない」と回答した割合が最も低い年代は40-49歳(51.6%)で、半数近くが何らかの差別を受けたと感じている。「特に差別を受けたことはない」と回答した割合が最も高い年代は60-69歳(78.6%)で、次いで10歳代、20歳代(70.6%)、30-39歳(61.0%)と続いている。

(3) 日本在住年数にみた特性

「特に差別を受けたことはない」と回答した割合が最も高い日本在住年数は 5 年未満 (67.1%)、次いで 5-10 年 (65.9%)、10 年以上 (55.4%) となっている。



②-2 仕事のこと (複数回答 : n=211)

(1) 全体的傾向

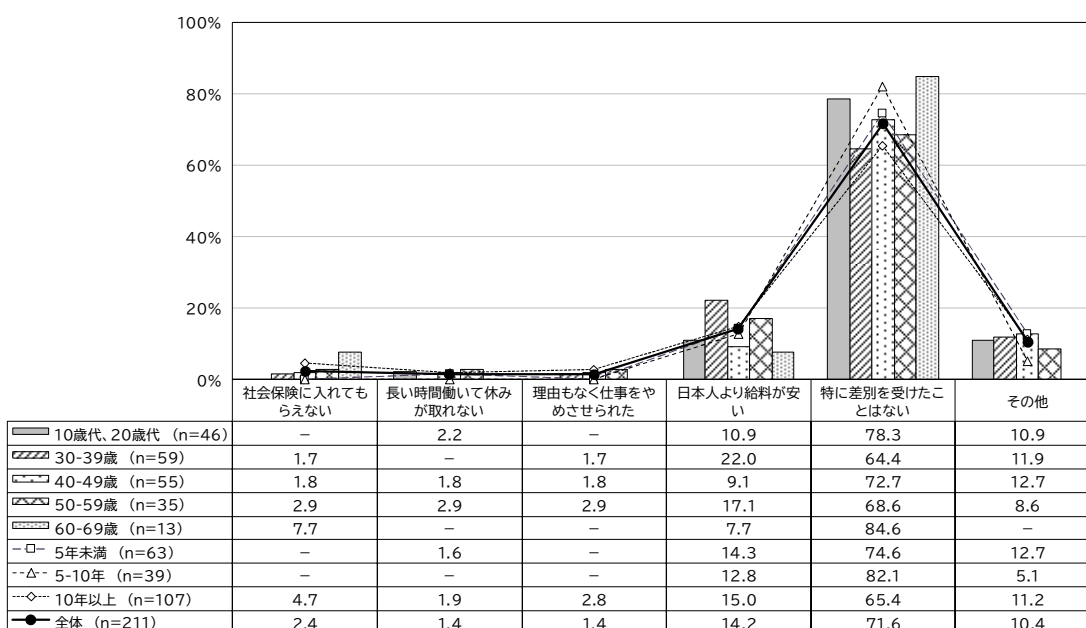
「特に差別を受けたことはない」と回答した割合が 71.6% と最も高く、次いで「日本人より給料が安い」(14.2%) となっている。

(2) 年代別にみた特性

「特に差別を受けたことはない」と回答した割合が最も高い年代は 60-69 歳 (84.6%) で、次いで 10 歳代、20 歳代 (78.3%)、40-49 歳 (72.7%) と続いている。仕事のことによって差別を受けたと感じた理由は、どの世代においても「日本人より給料が安い」と回答した割合が高い。

(3) 日本在住年数別にみた特性

日本在住年数別にみた場合、「特に差別を受けたことはない」と回答した割合が最も高かったのは 5-10 年 (82.1%)、次いで 5 年未満 (74.6%)、10 年以上 (65.4%) と続いている。



③ 生活や将来のことで不安を感じることがありますか。（複数回答：n=230）

（1）全体的傾向

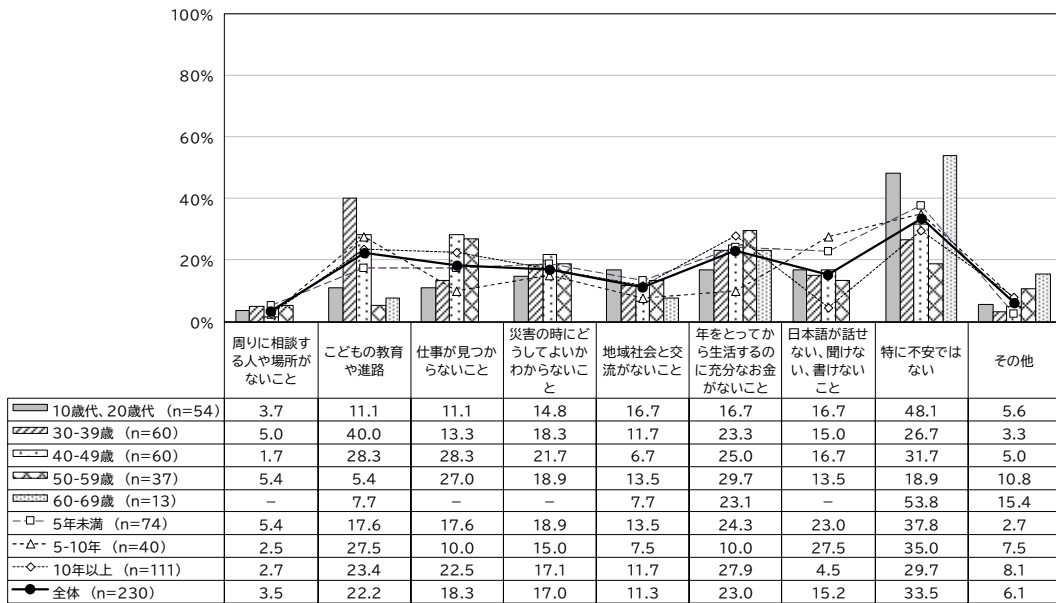
「特に不安ではない」と回答した人の割合が33.5%と最も高く、次いで「年をとってから生活するのに充分なお金がないこと」(23.0%)、「こどもの教育や進路」(22.2%)と続いている。

（2）年代別にみた特性

「特に不安ではない」と回答した人の割合が最も低い年代は50-59歳（18.9%）で、何らかの不安を感じている人の割合が最も高かった。「特に不安ではない」と回答した人の割合が最も高い年代は60-69歳（53.8%）、次いで10歳代、20歳代（48.1%）となっている。

（3）日本在住年数別にみた特性

「特に不安ではない」と回答した人の割合が最も高かった日本在住年数は5年未満（37.8%）で、次いで5-10年（35.0%）、10年以上（29.7%）であった。日本に来て年数が経過した人ほど不安を感じている傾向がある。



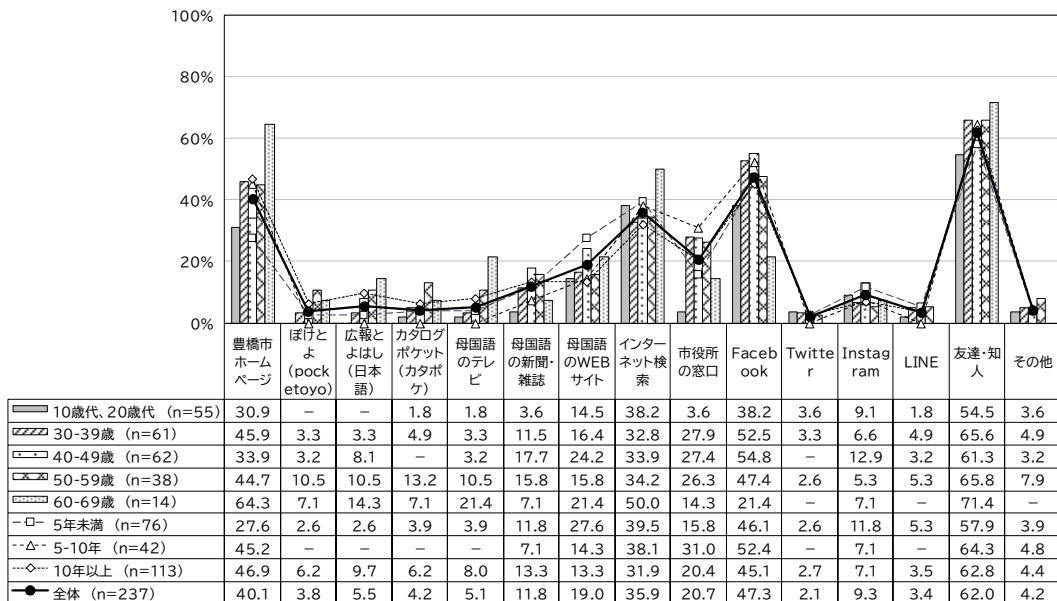
④ 豊橋で生活するために必要な情報はどこから得ていますか。(複数回答：n=237)

(1) 全体的傾向

「友達・知人」と回答した人の割合が 62.0%と最も高く、次いで「Facebook」(47.3%)、「豊橋市ホームページ」(40.1%)と続いている。

(2) 年代別にみた特性

すべての年代において「友達・知人」と回答した人の割合が高く、10歳代、20歳代の 54.5%から 60-69歳の 71.4%まで他の媒体等に比べて多くの人が情報を得ている。「豊橋市ホームページ」「インターネット検索」「Facebook」は各年代で比較的多く利用されている。



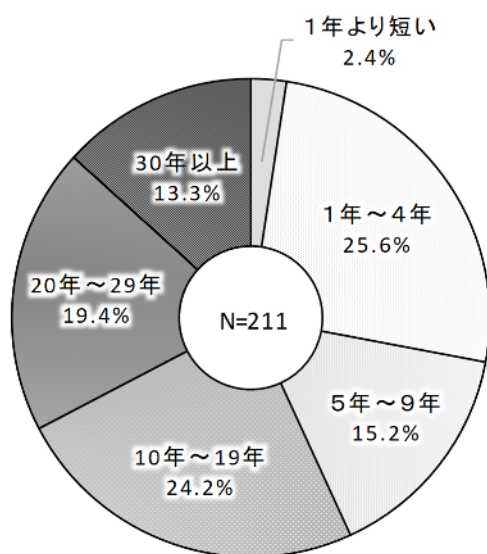
(3) 愛知県外国人県民アンケート調査報告書【豊橋市】

調査の目的		日本人県民と外国人県民が共に暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めるために、外国人県民の現状及び課題、ニーズなどを把握し、施策推進の資料とする。
調査の設計	調査対象	愛知県内で外国人県民の多い上位 16 市に居住する満 18 歳以上の外国人県民を無作為に 8,000 人抽出。(豊橋市では 720 人抽出)
	調査方法	郵送調査およびWEB調査 (調査票およびWEB調査用のログインIDを郵送し、後日調査票を返送するか、WEB上で回答。)
	調査期間	令和3年11月5日～同年11月29日
回収結果	実質回収率	全体 28.5% 豊橋市 29.9%

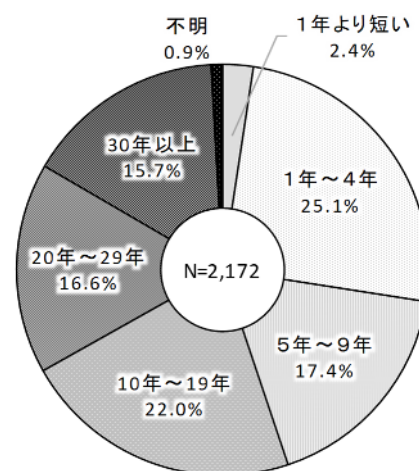
① あなたは今まで、何年日本に住んでいますか。何回も来日された人は合計した年数で教えてください。

- 滞日年数について尋ねたところ、「1年～4年」が25.6%と最も高く、次いで「10年～19年」が24.2%、「20年～29年」が19.4%となっています。

滞日年数 (豊橋市)



滞日年数 (全体)



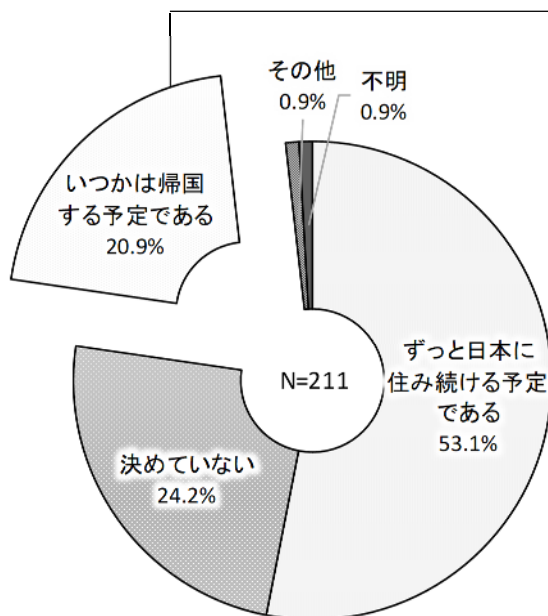
② あなたは今後も日本に住み続ける予定ですか。

└ (「いつかは帰国する予定である」と回答の方)

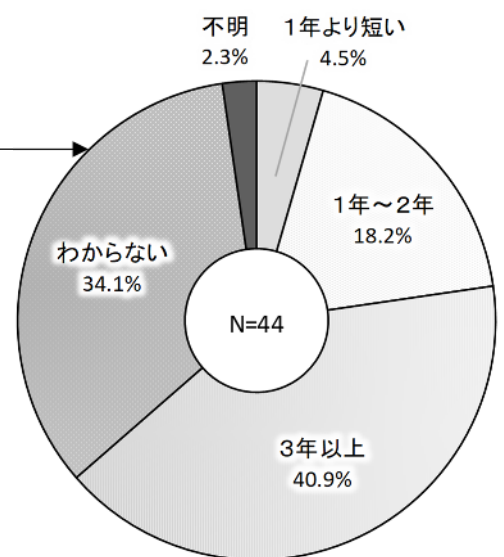
今後、日本にどれくらいの期間、住む予定ですか。

- ・ 滞日予定について尋ねたところ、「ずっと日本に住み続ける予定である」が 53.1%と最も高く、次いで「決めていない」が 24.2%、「いつかは帰国する予定である」が 20.9%となっています。
- ・ 滞日予定について「いつかは帰国する予定である」と答えた方に限定して、滞日予定期間を尋ねたところ、「3年以上」が 40.9%と最も高く、次いで「わからない」が 34.1%「1年～2年」が 18.2%となっています。

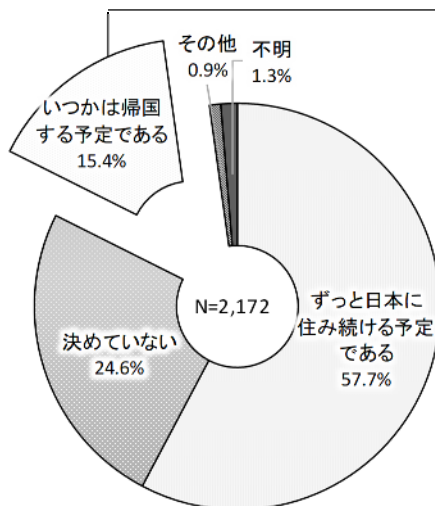
滞日予定 (豊橋市)



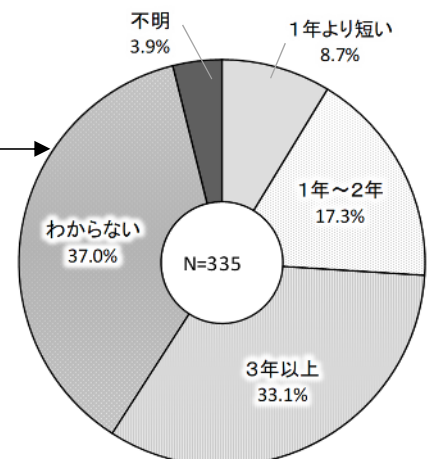
滞日予定期間 (豊橋市)



滞日予定 (全体)



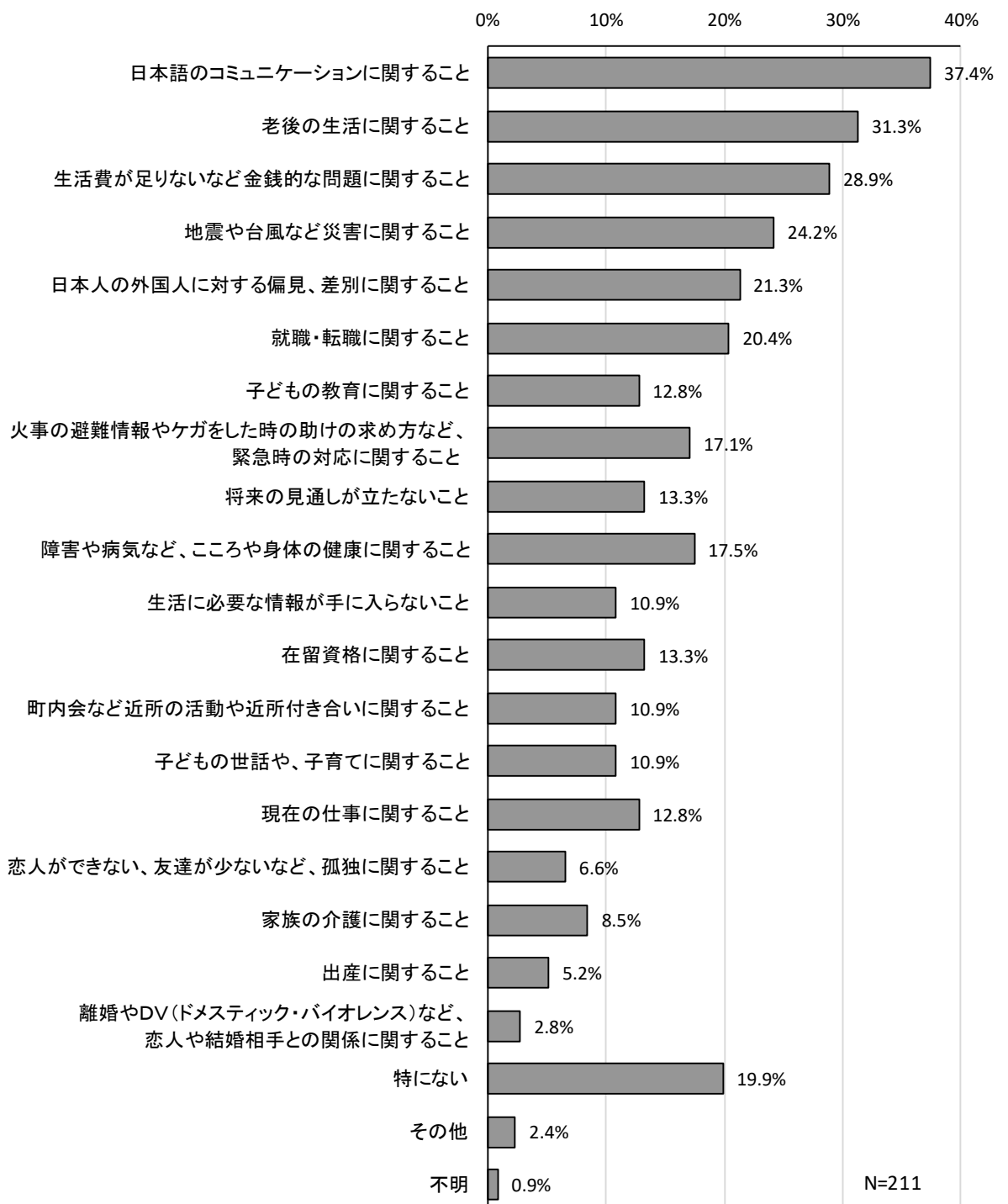
滞日予定期間 (全体)



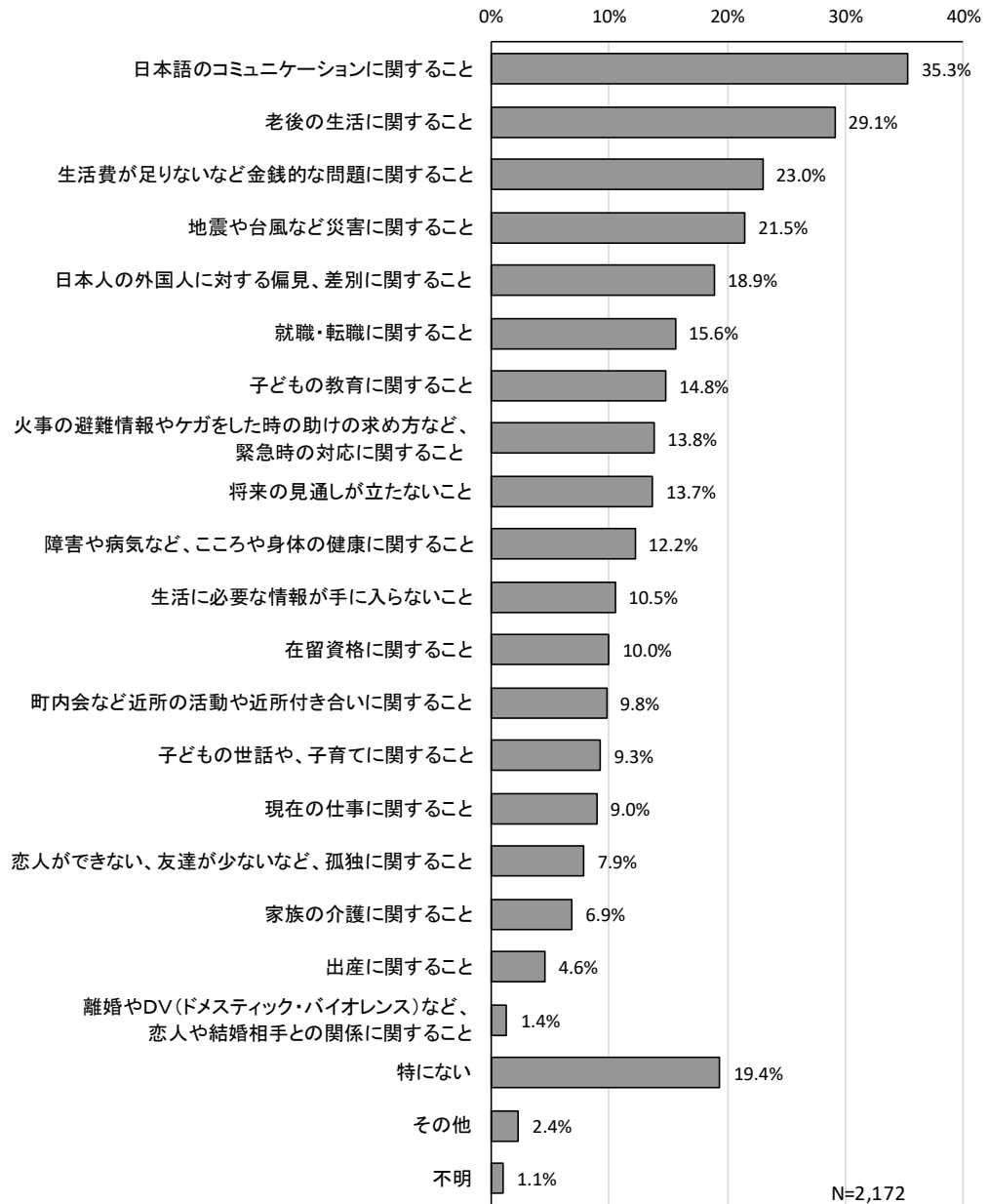
③ あなたが、現在不安に感じていること、困っていることはありますか。

・ 現在不安に感じていることについて尋ねたところ、「日本語のコミュニケーションに関すること」が37.4%と最も高く、次いで「老後の生活に関すること」が31.3%、「生活費が足りないなど金銭的な問題に関すること」が28.9%となっています。

現在不安なこと（複数回答）（豊橋市）



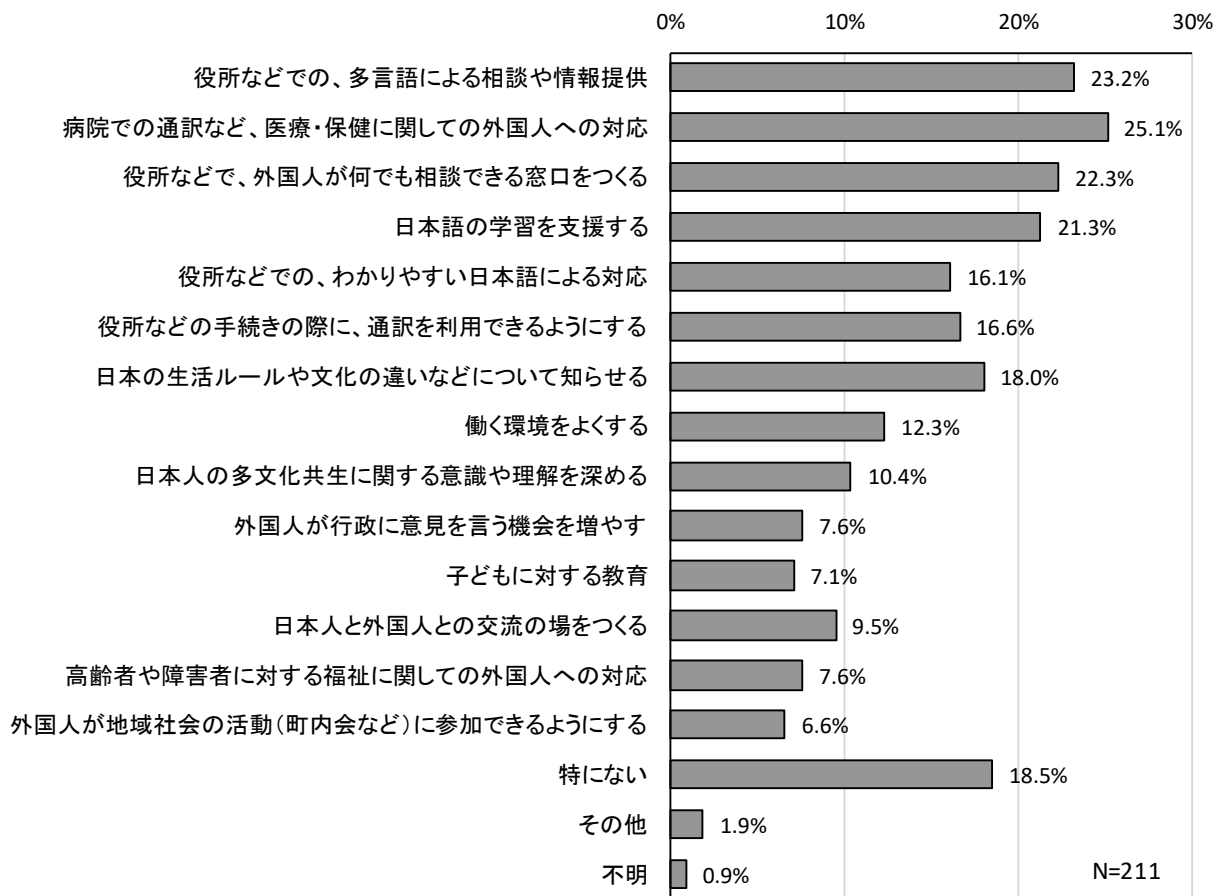
げんざいふあん ぜんたい
現在不安なこと（複数回答）（全体）



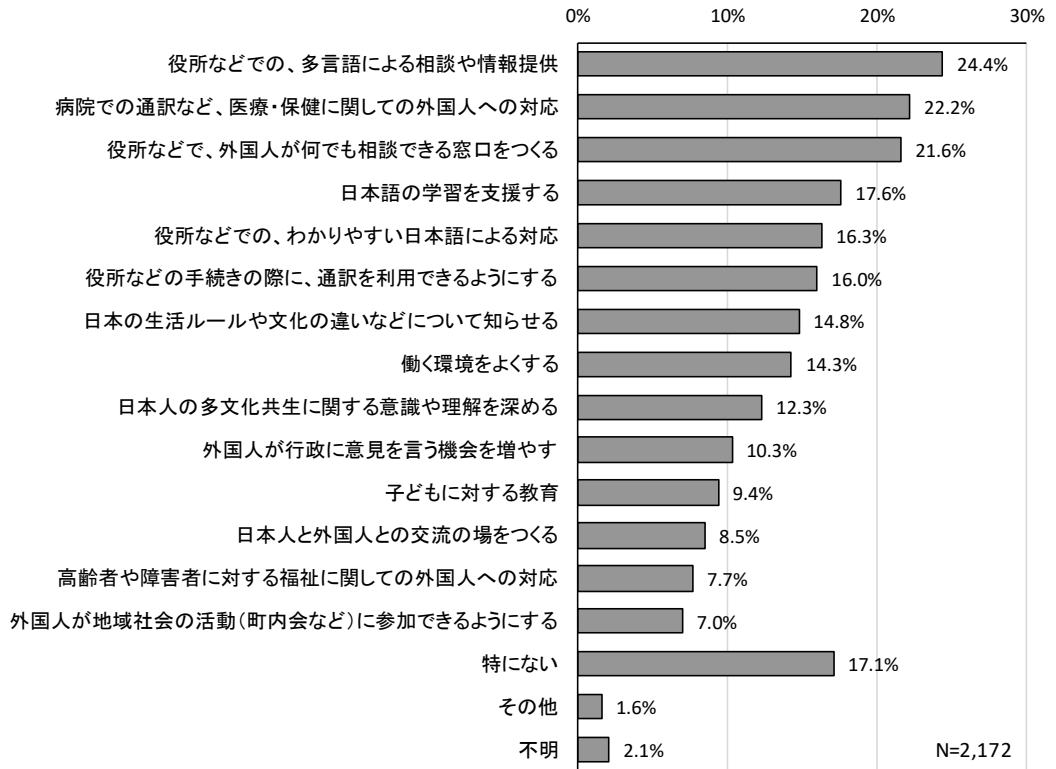
④ 行政の取組で、充実してほしいことは何ですか。

行政への要望について尋ねたところ、「病院での通訳など、医療・保健に関する外国人への対応」が25.1%と最も高く、次いで「役所などでの、多言語による相談や情報提供」が23.2%、「役所などで、外国人が何でも相談できる窓口をつくる」が22.3%となっています。一方、「特にない」は18.5%となっています。

行政への要望（回答3つまで）（豊橋市）



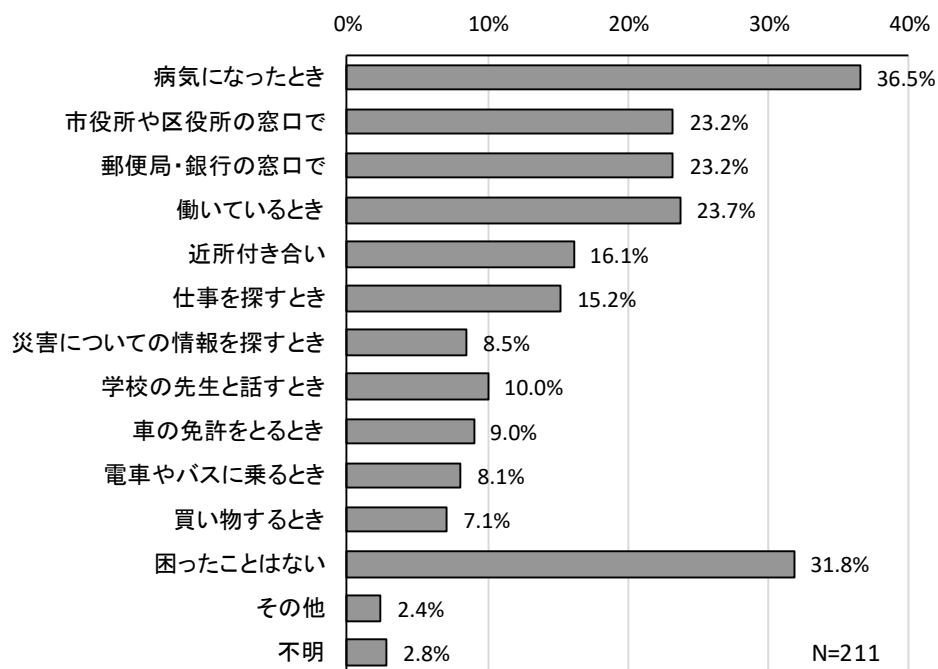
ぎょうせい ようほう かいとう ぜんたい
行政への要望（回答3つまで）（全体）



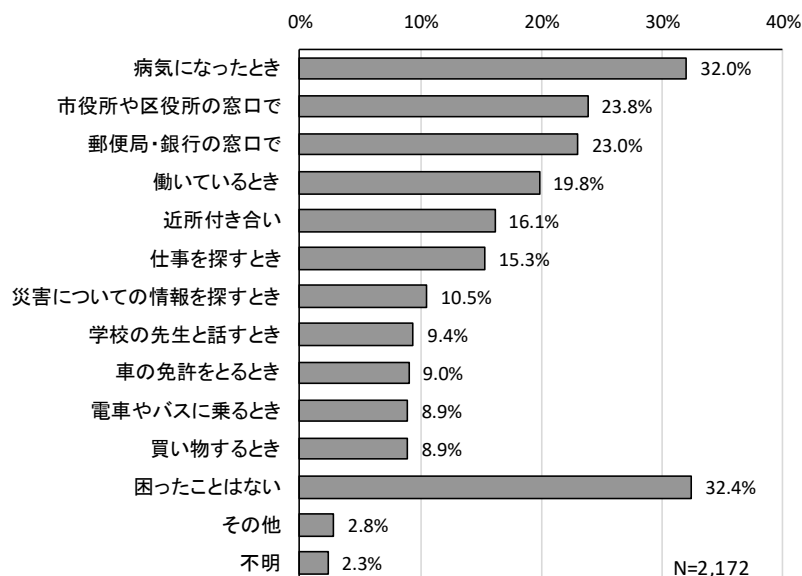
⑤ あなたは、どんな時に日本語で困りますか。最近1年間で困った経験があるものを選んでください。

- 日本語で困る場面について尋ねたところ、「病気になったとき」が36.5%と最も高く、次いで「働いているとき」が23.7%、「市役所や区役所の窓口で」「郵便局・銀行の窓口で」がともに23.2%となっています。一方、「困ったことはない」は31.8%となっています。

日本語で困る場面（複数回答）（豊橋市）



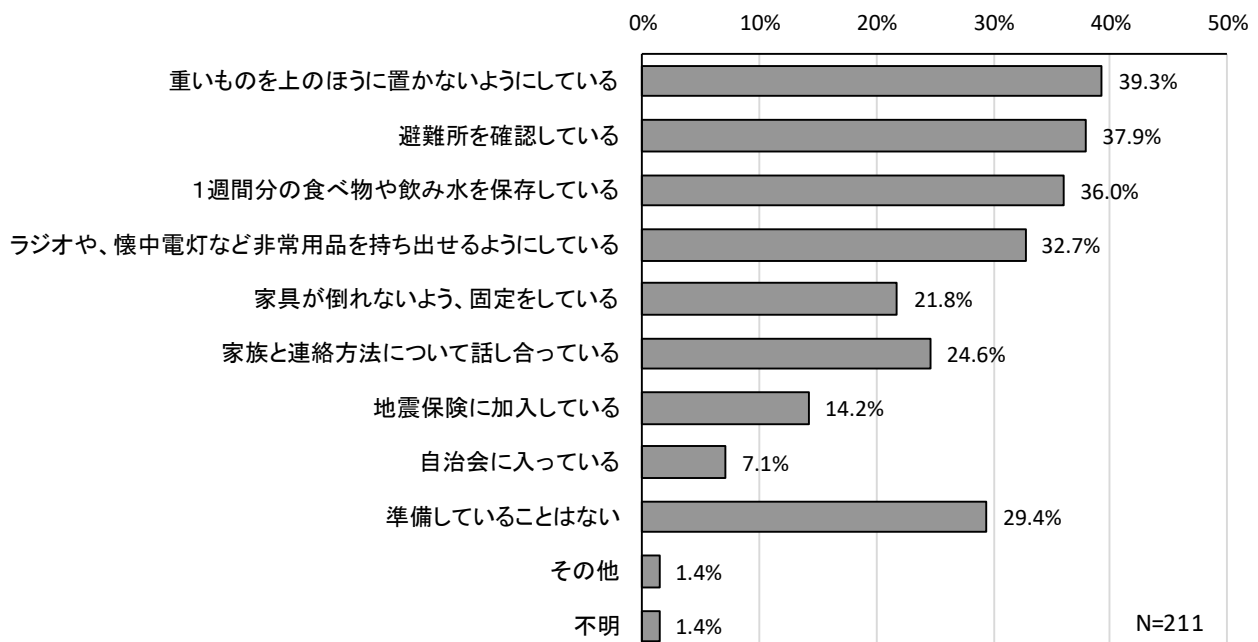
日本語で困る場面（複数回答）（全体）



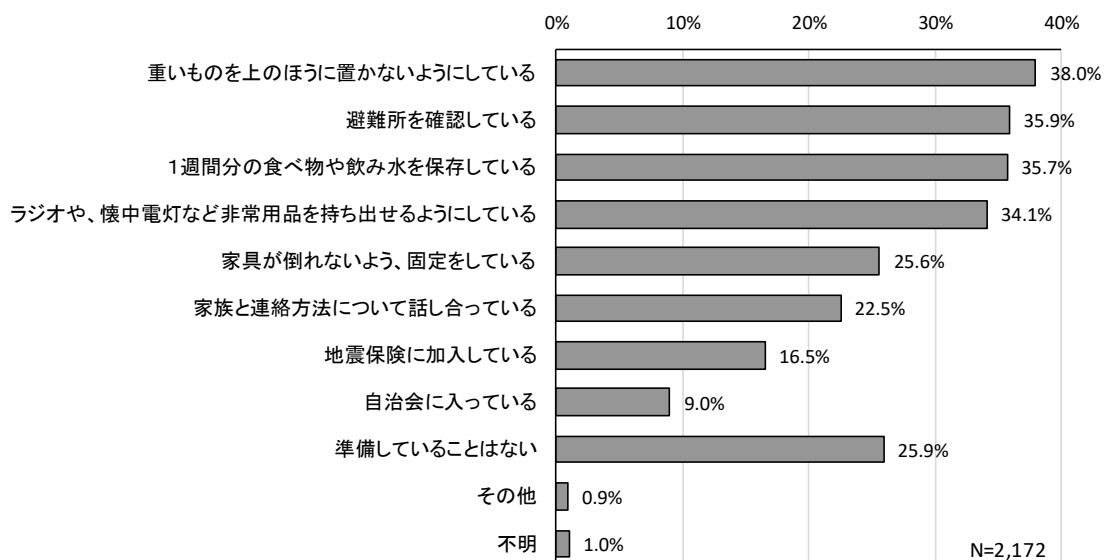
⑥ あなたが災害に備えて普段から準備していることはありますか。

- ・ 災害に備えて普段から準備していることについて尋ねたところ、「重いものを上のほうに置かないようにしている」が39.3%と最も高く、次いで「避難所を確認している」が37.9%、「1週間分の食べ物や飲み水を保存している」が36.0%となっています。

災害への備え（複数回答）（豊橋市）



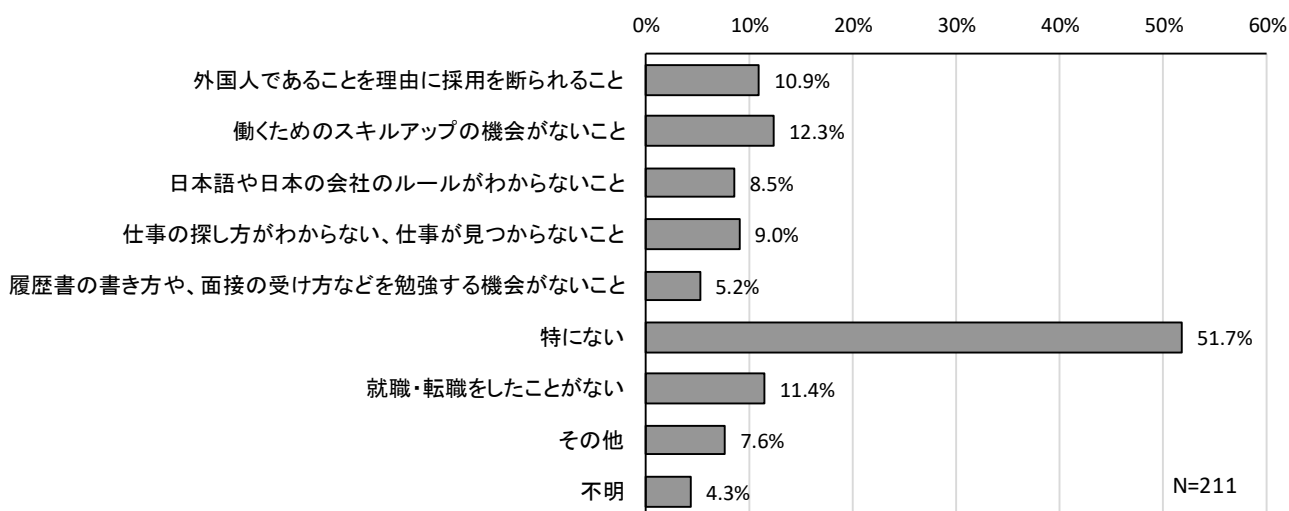
災害への備え（複数回答）（全体）



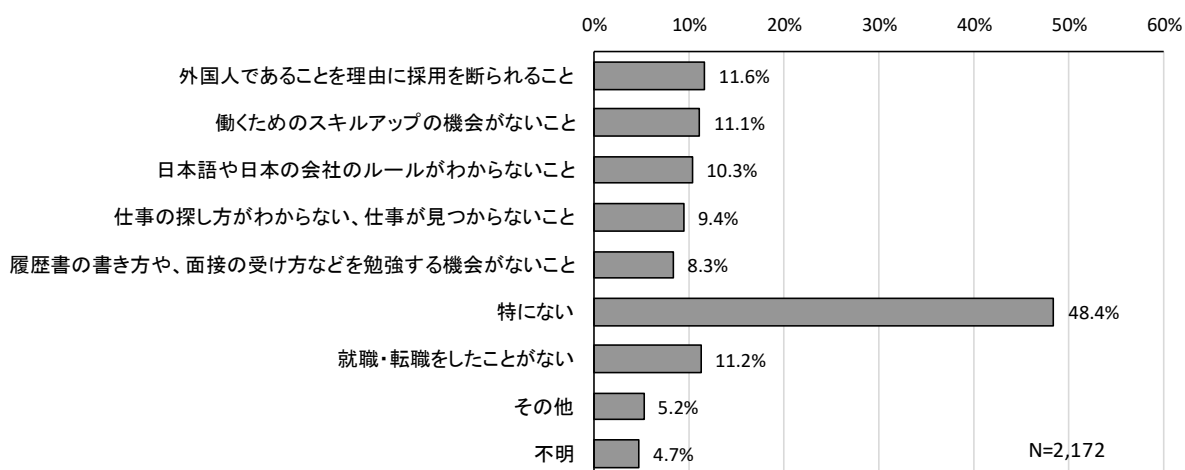
⑦ あなたは、就職や転職に関して困っていること、困った経験をしたことはありますか。

- ・ 就職や転職に関する困難の経験について尋ねたところ、「特にない」が 51.7%と最も高くなっています。困っていること、困った経験の中では「働くためのスキルアップの機会がないこと」が 12.3%、「就職・転職をしたことがない」が 11.4%、「外国人であることを理由に採用を断られること」が 10.9%となっています。

就職や転職に関する困難（複数回答）（豊橋市）



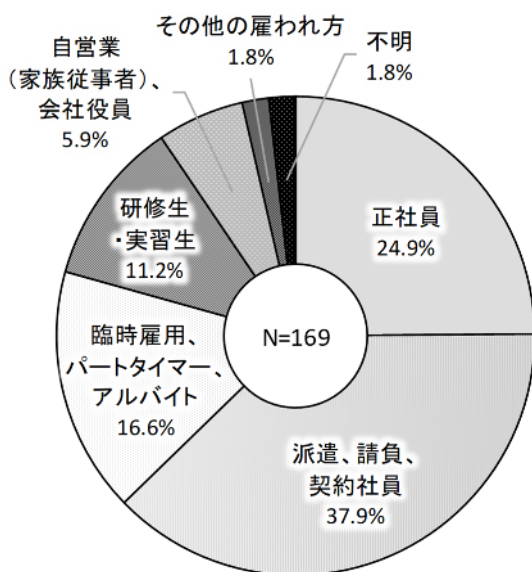
就職や転職に関する困難（複数回答）（全体）



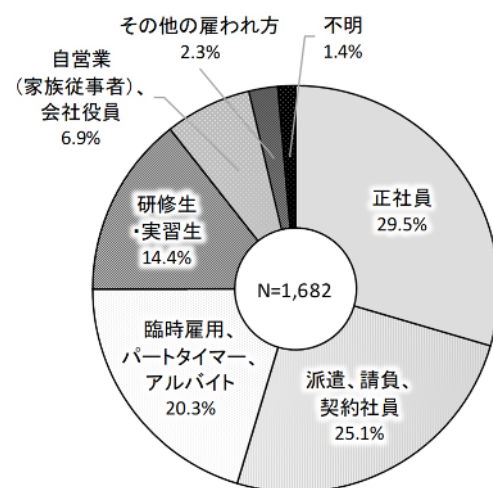
⑧雇用形態

雇用形態を尋ねたところ、「派遣、請負、契約社員」が37.9%と最も高く、次いで「正社員」が24.9%、「臨時雇用、パートタイマー、アルバイト」が16.6%となっています。

雇用形態（現在働いている方）
（豊橋市）



雇用形態（現在働いている方）
（全体）

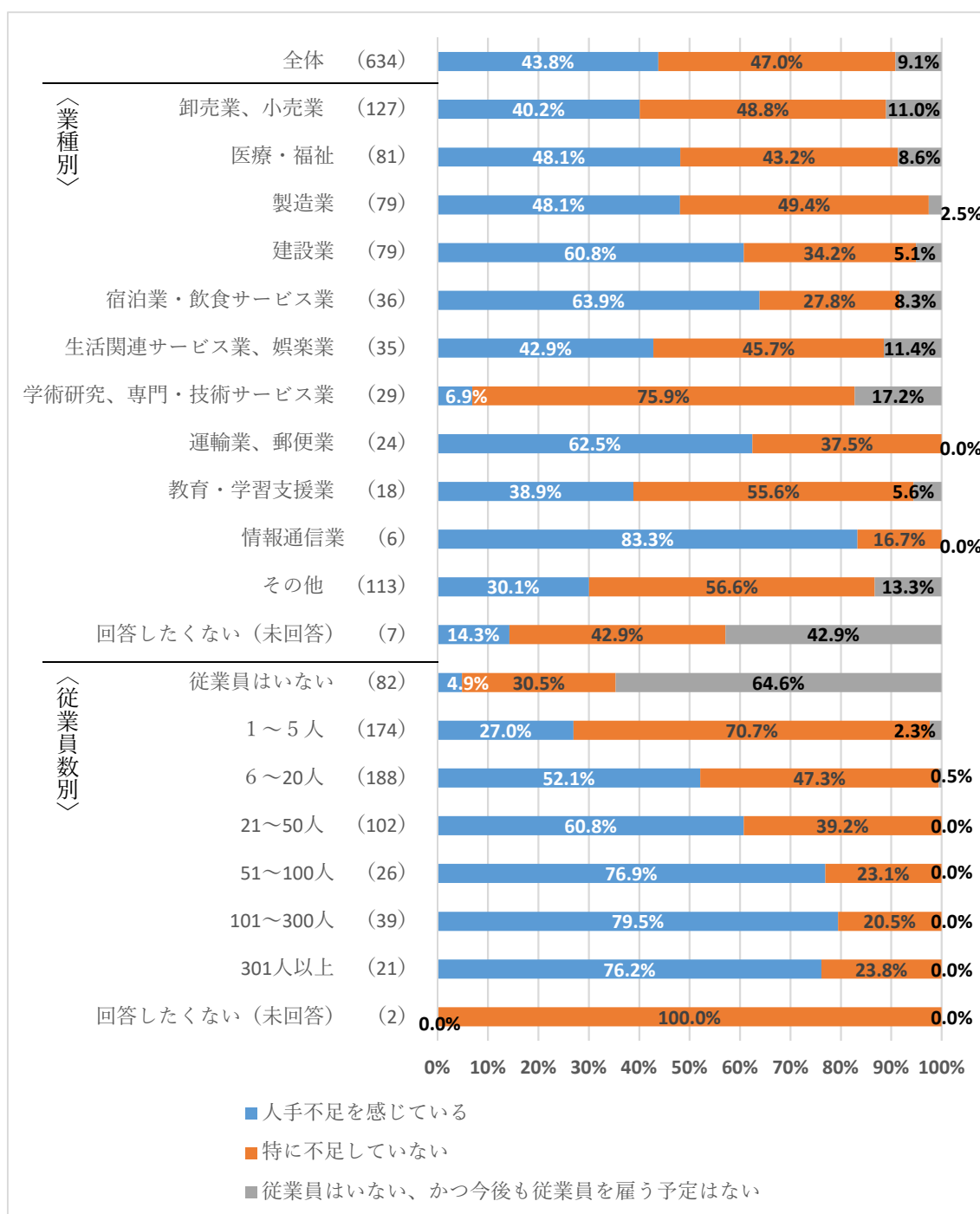


(4) 市内事業者向け外国人従業員の雇用等に関するアンケート調査

調査の目的		豊橋市と豊橋商工会議所が協働し、市内事業所における外国人従業員の雇用や受け入れの課題などを把握し、今後の取組の検討の基礎データとするため、アンケート調査を実施する。
調査の設計	調査対象	総務省の事業者母集団データベースを活用し、豊橋市内の事業所から層化無作為抽出をした4,500事業所
	調査方法	Webによるアンケート調査
	調査期間	令和4年11月10日～12月9日
回収結果	回収数	634
	有効標本回収数	634
	有効標本回収率	14.09%

人手不足感

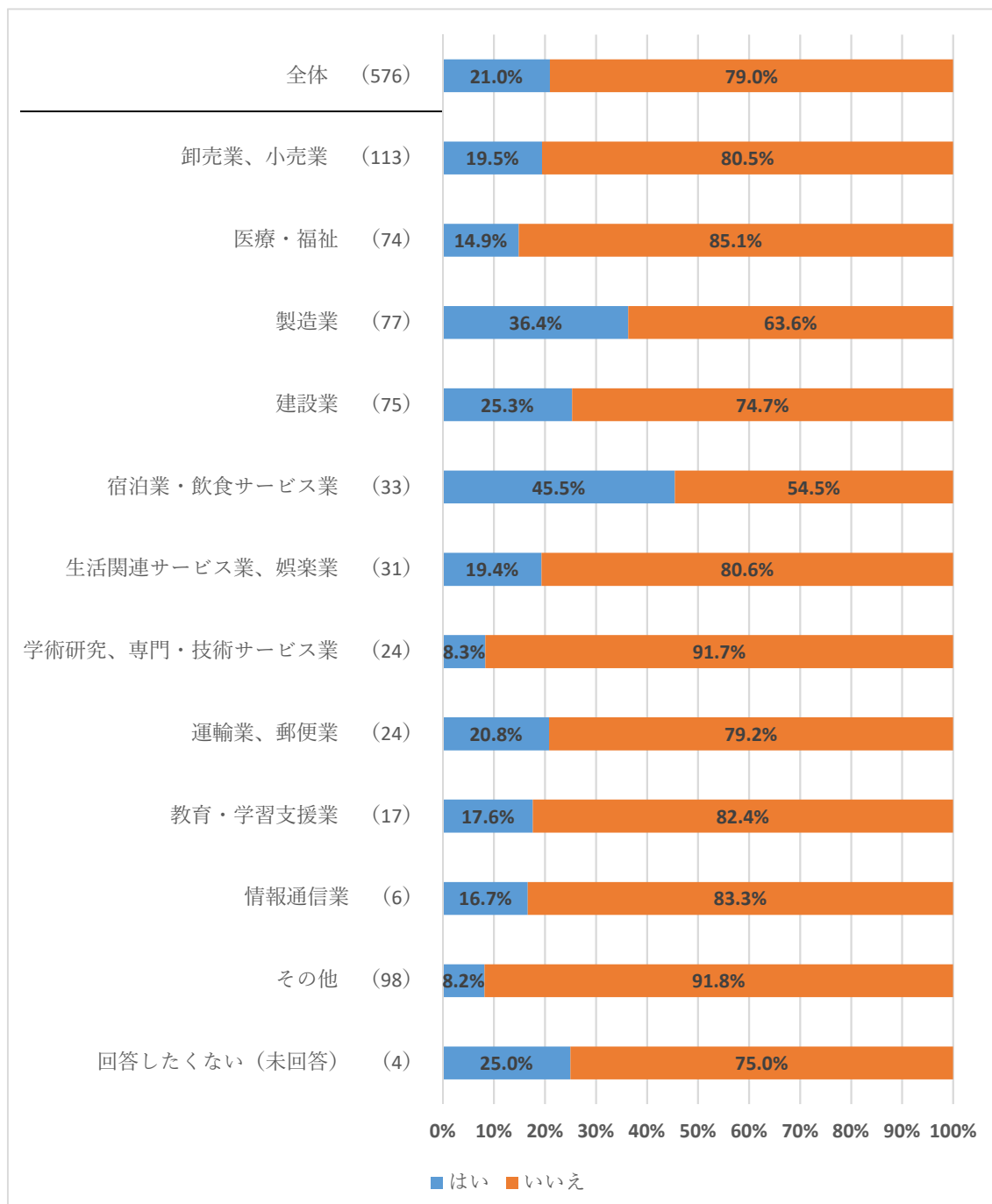
①貴社（貴事業所）では、現在の従業員数に対して人手不足を感じていますか（1つに○）。



外国人従業員の雇用

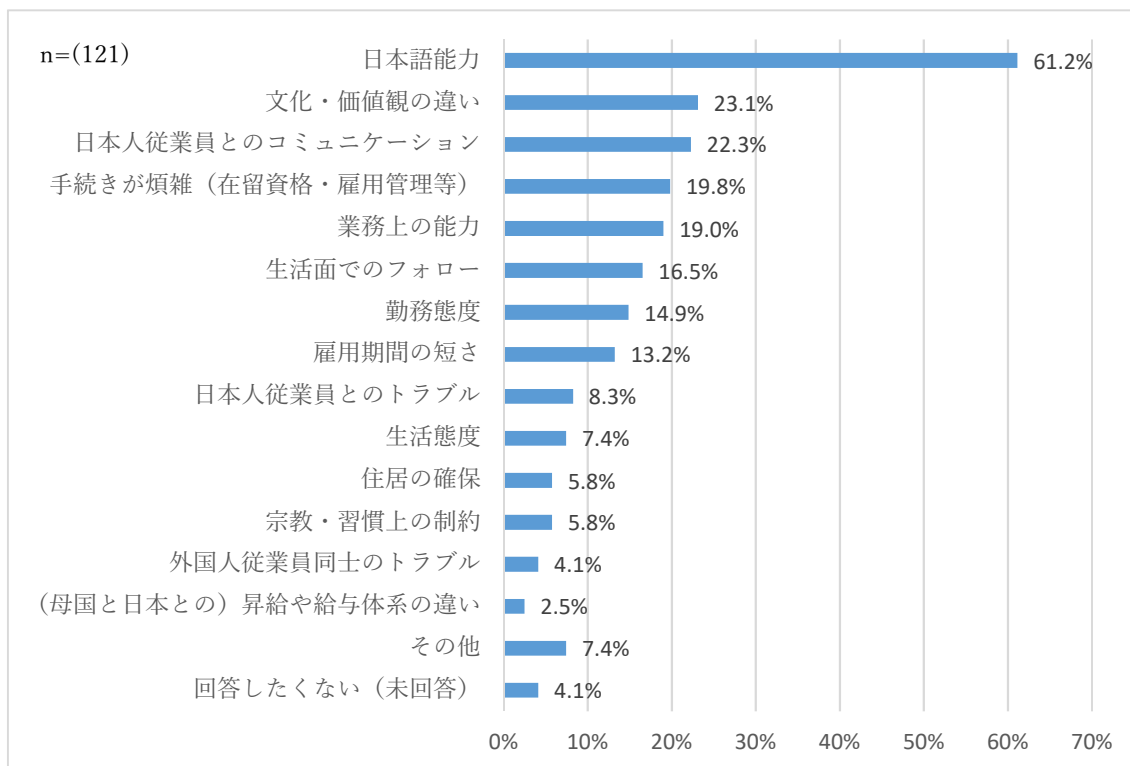
② 貴社（貴事業所）では、外国人従業員を雇用していますか（1つに○）。

ただし、「従業員」には、「正社員（正規雇用）」、「貴事業所で働いている出向者」、「派遣従事者」、「臨時雇用者」、「契約社員、パート・アルバイト、嘱託等」を含めます。



外国人従業員に関する課題

③ 外国人従業員に関する課題について教えてください（あてはまるものすべてに○）。



<業種別>

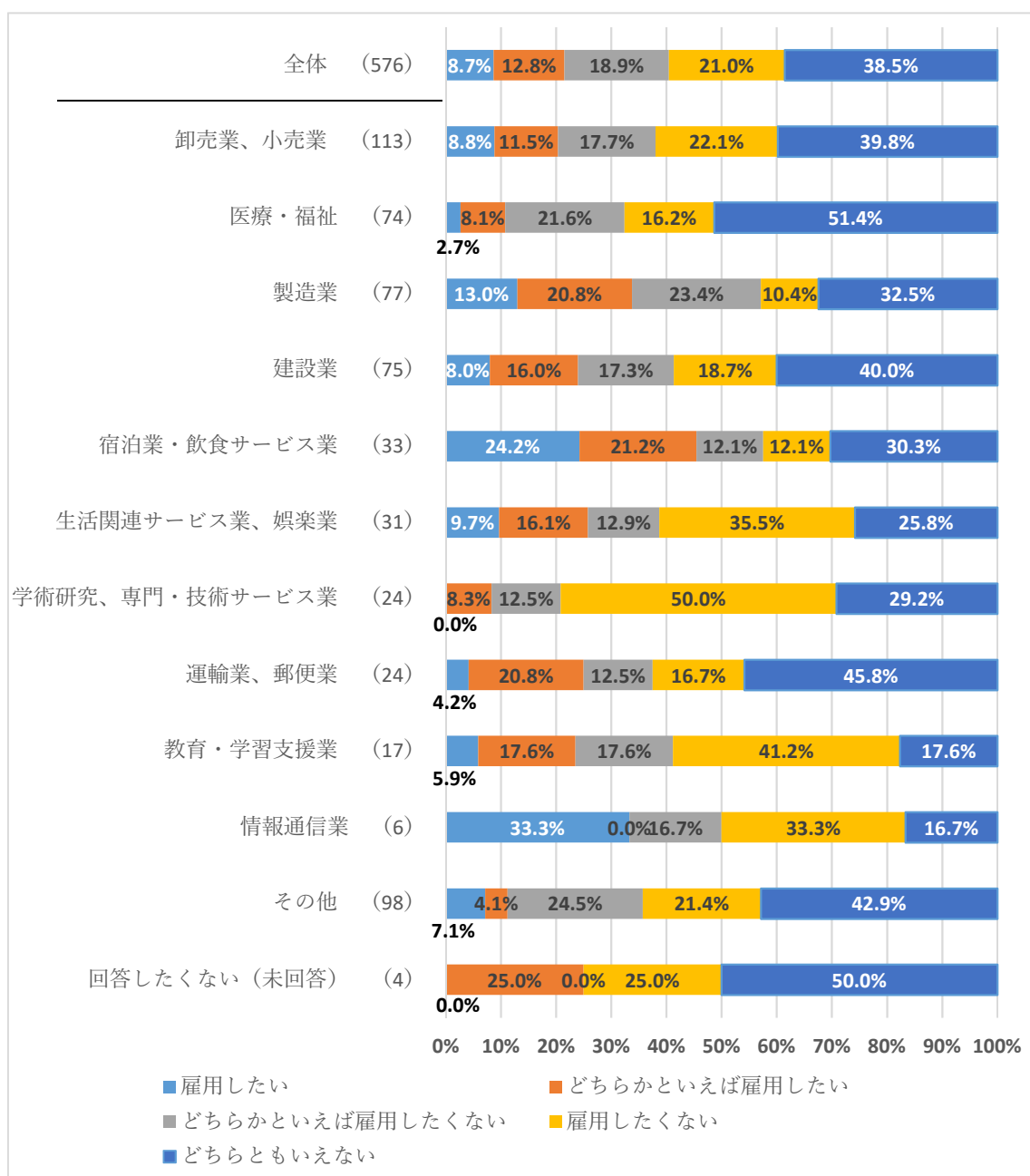
	n	日本語能力	文化・価値観の違い	日本人従業員とのコミュニケーション	手続きが煩雑（在留資格・雇用管理等）	業務上の能力	生活面でのフォロー	勤務態度	雇用期間の短さ
全体	121	61.2%	23.1%	22.3%	19.8%	19.0%	16.5%	14.9%	13.2%
卸売業、小売業	22	59.1%	36.4%	31.8%	22.7%	18.2%	9.1%	13.6%	4.5%
医療・福祉	11	81.8%	9.1%	18.2%	9.1%	9.1%	9.1%	18.2%	9.1%
製造業	28	75.0%	10.7%	21.4%	14.3%	17.9%	7.1%	14.3%	17.9%
建設業	19	63.2%	21.1%	21.1%	36.8%	36.8%	36.8%	21.1%	26.3%
宿泊業・飲食サービス業	15	60.0%	26.7%	40.0%	26.7%	40.0%	33.3%	20.0%	13.3%
生活関連サービス業、娯楽業	6	16.7%	33.3%	—	16.7%	—	16.7%	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	100.0%	—	—	50.0%	—	—	—	50.0%
運輸業、郵便業	5	40.0%	40.0%	20.0%	20.0%	—	—	20.0%	—
教育・学習支援業	3	33.3%	66.7%	—	—	—	—	33.3%	33.3%
情報通信業	1	100.0%	—	—	—	—	—	—	—
その他	8	37.5%	25.0%	12.5%	—	—	25.0%	—	—
回答したくない（未回答）	1	—	—	—	—	—	—	—	—

	n	日本人従業員とのトラブル	生活態度	住居の確保	宗教・習慣上の制約	外国人従業員同士のトラブル	(母国と日本との)昇給や給与体系の違い	その他	回答したくない(未回答)
全 体	121	8.3%	7.4%	5.8%	5.8%	4.1%	2.5%	7.4%	4.1%
卸売業、小売業	22	4.5%	4.5%	—	13.6%	—	—	9.1%	—
医療・福祉	11	9.1%	—	—	—	—	—	9.1%	9.1%
製造業	28	3.6%	3.6%	7.1%	10.7%	10.7%	3.6%	10.7%	—
建設業	19	26.3%	10.5%	10.5%	—	—	5.3%	—	—
宿泊業・飲食サービス業	15	6.7%	20.0%	20.0%	6.7%	6.7%	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	6	16.7%	—	—	—	—	—	16.7%	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	—	—	—	—	—	—	20.0%	20.0%
教育・学習支援業	3	—	—	—	—	—	33.3%	—	—
情報通信業	1	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	8	—	25.0%	—	—	12.5%	—	12.5%	25.0%
回答したくない(未回答)	1	—	—	—	—	—	—	—	100.0%

外国人従業員の雇用の意向

④ 貴社（貴事業所）では、外国人従業員の雇用について、どのように考えていますか（1つに○）。

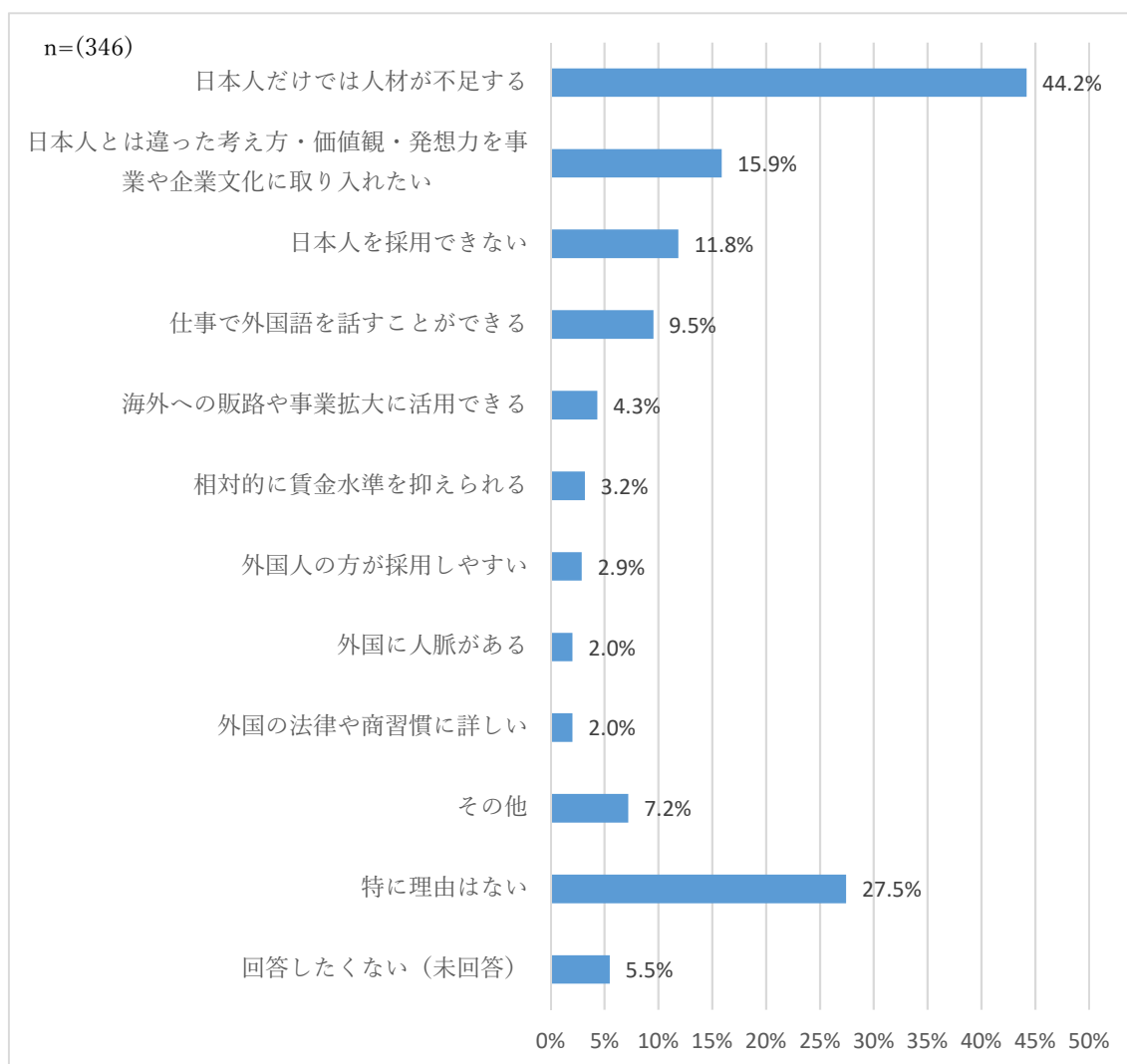
現在、すでに外国人従業員を雇用している場合には、今後はどのように考えているのか、教えてください。なお、「雇用」には、派遣従事者や出向者も含まれます。



外国人従業員を雇用したい理由

⑤ ④で「1（雇用したい）、2（どちらかといえば雇用したい）、5（どちらともいえない）」のいずれかを選択した方に伺います。

外国人従業員を雇用したいと考える理由を教えてください（あてはまるものすべてに○）。



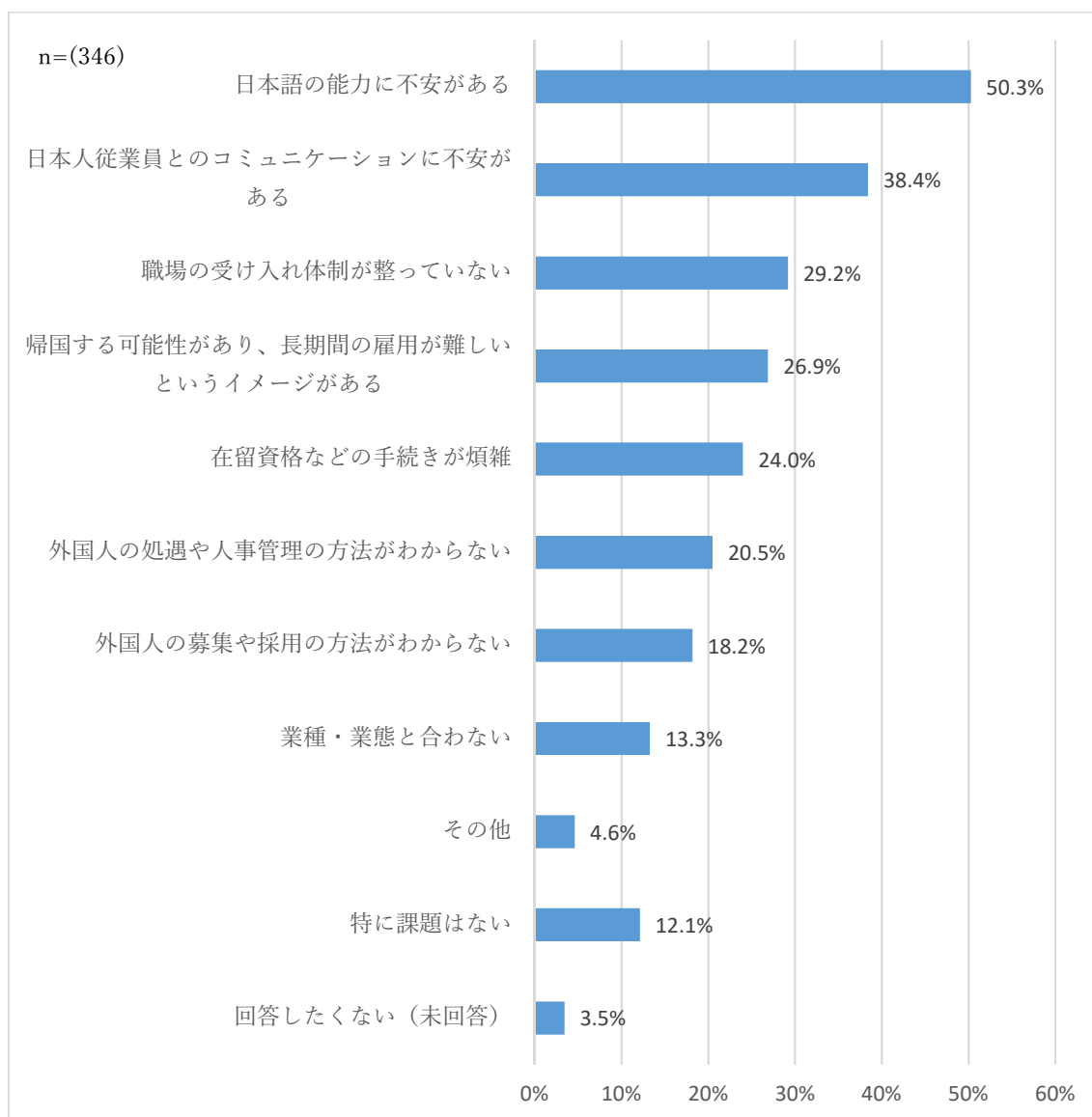
<業種別>

	n	日本人だけでは 人材が不足する	日本人とは違っ た考え方・価値 観・発想力を事 業や企業文化に 取り入れたい	日本人を採用で きない	仕事で外国語を 話すことができ る	海外への販路や 事業拡大に活用 できる	相対的に賃金水 準を抑えられる
全 体	346	44.2%	15.9%	11.8%	9.5%	4.3%	3.2%
建設業	48	60.4%	8.3%	14.6%	—	6.3%	6.3%
製造業	51	56.9%	11.8%	19.6%	11.8%	5.9%	5.9%
情報通信業	3	—	66.7%	—	66.7%	66.7%	—
運輸業、郵便業	17	58.8%	17.6%	23.5%	—	—	—
卸売業、小売業	68	36.8%	23.5%	10.3%	11.8%	5.9%	2.9%
学術研究、専門・技術サービス業	9	22.2%	11.1%	—	11.1%	—	—
宿泊業・飲食サービス業	25	72.0%	20.0%	24.0%	12.0%	4.0%	—
生活関連サービス業、娯楽業	16	50.0%	6.3%	6.3%	18.8%	—	—
教育・学習支援業	7	—	42.9%	—	14.3%	—	—
医療・福祉	46	30.4%	15.2%	8.7%	15.2%	—	—
その他	53	32.1%	13.2%	3.8%	3.8%	3.8%	5.7%
回答したくない（未回答）	3	33.3%	—	—	—	—	—

	n	外国人の方が採 用しやすい	外国に人脈があ る	外国の法律や商 習慣に詳しい	その他	特に理由はない	回答したくない （未回答）
全 体	346	2.9%	2.0%	2.0%	7.2%	27.5%	5.5%
建設業	48	2.1%	4.2%	4.2%	8.3%	20.8%	6.3%
製造業	51	5.9%	3.9%	3.9%	3.9%	19.6%	5.9%
情報通信業	3	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	17	5.9%	—	—	5.9%	5.9%	5.9%
卸売業、小売業	68	—	1.5%	2.9%	8.8%	26.5%	7.4%
学術研究、専門・技術サービス業	9	—	22.2%	—	11.1%	55.6%	—
宿泊業・飲食サービス業	25	12.0%	—	—	—	12.0%	4.0%
生活関連サービス業、娯楽業	16	6.3%	—	—	6.3%	31.3%	—
教育・学習支援業	7	—	—	—	14.3%	28.6%	—
医療・福祉	46	—	—	—	8.7%	37.0%	10.9%
その他	53	1.9%	—	1.9%	9.4%	41.5%	1.9%
回答したくない（未回答）	3	—	—	—	—	66.7%	—

外国人従業員を雇用する場合の課題

⑥ ④で「1（雇用したい）、2（どちらかといえば雇用したい）、5（どちらともいえない）」のいずれかを選択した方に伺います。
外国人従業員を雇用する場合、考えられる課題を教えてください（あてはまるものすべてに○）。



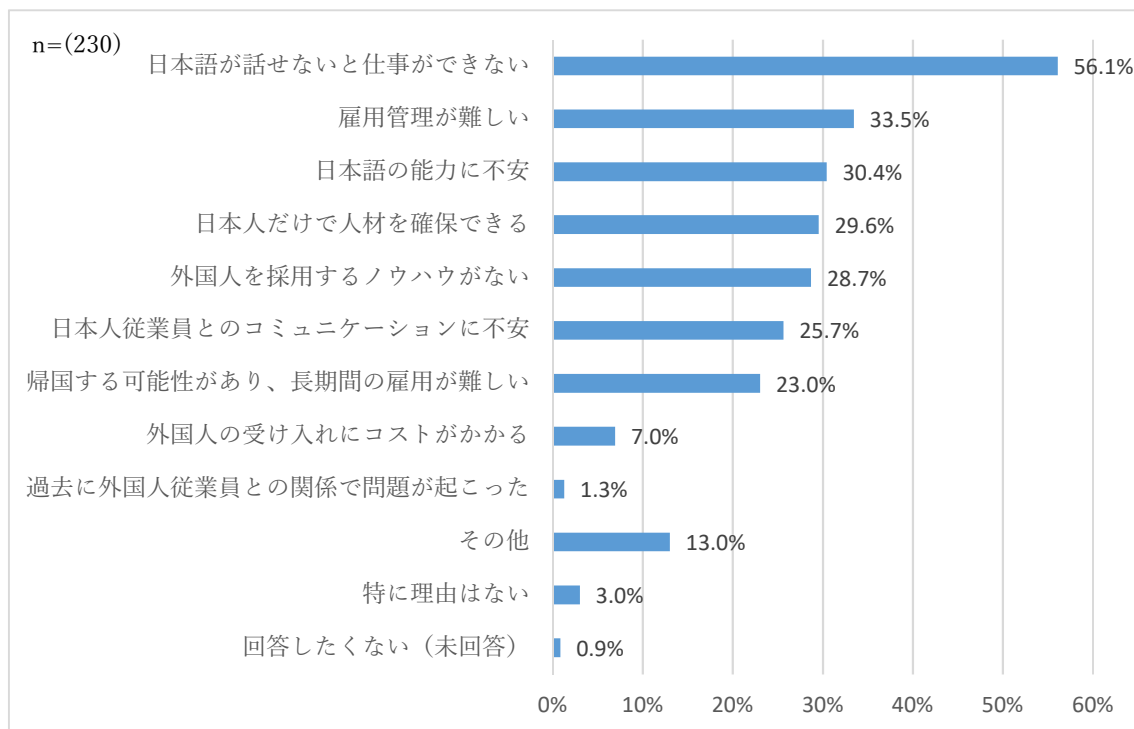
<業種別>

	n	日本語の能力に不安がある	日本人従業員とのコミュニケーションに不安がある	職場の受け入れ体制が整っていない	帰国する可能性があり、長期間の雇用が難しいというイメージがある	在留資格などの手続きが煩雑	外国人の処遇や人事管理の方法がわからない
全 体	346	50.3%	38.4%	29.2%	26.9%	24.0%	20.5%
卸売業、小売業	68	63.2%	41.2%	32.4%	25.0%	23.5%	23.5%
医療・福祉	46	60.9%	41.3%	30.4%	19.6%	13.0%	13.0%
製造業	51	47.1%	35.3%	19.6%	37.3%	33.3%	15.7%
建設業	48	47.9%	41.7%	33.3%	29.2%	29.2%	27.1%
宿泊業・飲食サービス業	25	52.0%	28.0%	8.0%	24.0%	24.0%	16.0%
生活関連サービス業、娯楽業	16	31.3%	43.8%	37.5%	25.0%	12.5%	18.8%
学術研究、専門・技術サービス業	9	44.4%	11.1%	33.3%	11.1%	33.3%	11.1%
運輸業、郵便業	17	52.9%	52.9%	29.4%	23.5%	29.4%	29.4%
教育・学習支援業	7	42.9%	28.6%	28.6%	28.6%	42.9%	28.6%
情報通信業	3	—	—	—	33.3%	—	—
その他	53	41.5%	39.6%	39.6%	30.2%	20.8%	24.5%
回答したくない（未回答）	3	—	33.3%	—	—	—	—

	n	外国人の募集や採用の方法がわからない	業種・業態と合わない	その他	特に課題はない	回答したくない（未回答）
全 体	346	18.2%	13.3%	4.6%	12.1%	3.5%
卸売業、小売業	68	25.0%	13.2%	5.9%	8.8%	2.9%
医療・福祉	46	10.9%	23.9%	8.7%	6.5%	4.3%
製造業	51	15.7%	2.0%	5.9%	15.7%	2.0%
建設業	48	29.2%	6.3%	2.1%	16.7%	4.2%
宿泊業・飲食サービス業	25	16.0%	12.0%	4.0%	4.0%	8.0%
生活関連サービス業、娯楽業	16	12.5%	18.8%	—	12.5%	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	11.1%	44.4%	—	11.1%	—
運輸業、郵便業	17	11.8%	23.5%	—	—	5.9%
教育・学習支援業	7	14.3%	—	—	14.3%	—
情報通信業	3	—	—	—	66.7%	—
その他	53	17.0%	15.1%	5.7%	17.0%	1.9%
回答したくない（未回答）	3	—	—	—	33.3%	33.3%

外国人従業員を雇用したくない理由

⑦ ④で「3（どちらかといえば雇用したくない）」または「4（雇用したくない）」を選択した方に伺います。
外国人従業員を雇用したくない理由を教えてください（あてはまるものすべてに○）。



<業種別>

	n	日本語が話せない と仕事ができない	雇用管理が 難しい	日本語の能 力に不安が ある	日本人だけ で人材を確 保できる	外国人を採 用するノウ ハウがない	日本人従業 員とのコ ミュニケー ションに不 安がある
全 体	230	56.1%	33.5%	30.4%	29.6%	28.7%	25.7%
卸売業、小売業	45	60.0%	26.7%	22.2%	35.6%	17.8%	15.6%
医療・福祉	28	85.7%	42.9%	57.1%	28.6%	50.0%	42.9%
製造業	26	42.3%	46.2%	19.2%	23.1%	38.5%	34.6%
建設業	27	48.1%	44.4%	29.6%	29.6%	37.0%	37.0%
宿泊業・飲食サービス業	8	50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	12.5%
生活関連サービス業、娯楽業	15	46.7%	13.3%	26.7%	40.0%	6.7%	13.3%
学術研究、専門・技術サービス業	15	40.0%	13.3%	26.7%	40.0%	26.7%	26.7%
運輸業、郵便業	7	57.1%	28.6%	14.3%	14.3%	57.1%	28.6%
教育・学習支援業	10	80.0%	40.0%	40.0%	30.0%	20.0%	20.0%
情報通信業	3	100.0%	33.3%	33.3%	—	33.3%	66.7%
その他	45	46.7%	35.6%	31.1%	24.4%	22.2%	15.6%
回答したくない（未回答）	1	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	100.0%

	n	帰国する可 能性があ り、長期間 の雇用が難 しい	外国人の受 け入れにコ ストがかか る	過去に外国 人従業員と の関係で問 題が起こっ た	その他	特に理由は ない	回答したく ない（未回 答）
全 体	230	23.0%	7.0%	1.3%	13.0%	3.0%	0.9%
卸売業、小売業	45	20.0%	6.7%	—	6.7%	4.4%	—
医療・福祉	28	21.4%	—	—	10.7%	—	—
製造業	26	34.6%	11.5%	—	11.5%	3.8%	—
建設業	27	44.4%	25.9%	—	7.4%	—	—
宿泊業・飲食サービス業	8	12.5%	12.5%	12.5%	—	12.5%	—
生活関連サービス業、娯楽業	15	13.3%	6.7%	—	6.7%	6.7%	6.7%
学術研究、専門・技術サービス業	15	13.3%	—	—	20.0%	—	—
運輸業、郵便業	7	—	—	—	28.6%	—	—
教育・学習支援業	10	10.0%	—	—	10.0%	—	—
情報通信業	3	33.3%	—	33.3%	33.3%	—	—
その他	45	20.0%	2.2%	2.2%	24.4%	4.4%	2.2%
回答したくない（未回答）	1	100.0%	—	—	—	—	—

3 計画の検討体制

(1) 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議

①設置要綱

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の策定をするため、多文化共生推進計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、様々な立場の市民より意見を求める。

（構成）

第2条 検討会議は、10人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 検討会議の事務局は、市民協創部多文化共生・国際課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

②委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
阿部 準治	豊橋市岩田団地自治会 会長
河村 八千子	特定非営利活動法人 フロンティアとよはし 理事長
楠田 祐里	一般社団法人 ガイア国際交流教育研究所 代表理事
○ 近藤 敦	名城大学 法学部 教授
酒井 憲一	豊橋市外国人児童生徒教育推進委員会 委員長
鈴木 崇夫	愛知淑徳大学 初年次教育部門 助教
鈴木 拓也	豊橋商工会議所 事務局長兼総務部長
仲宗根 寛実	特定非営利活動法人 A B T 豊橋ブラジル協会 事務局長
堀 洋文	豊橋市国際交流協会 事務局長
渡会 オリビア	トヨハシ フィリピン アソシエーション 会長

○：会長

(2) 豊橋市多文化共生推進会議

①設置要綱

豊橋市多文化共生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における多文化共生を推進するため、豊橋市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 多文化共生に関する計画（以下「計画」という。）の策定に関すること
- (2) 計画の推進に関すること
- (3) その他多文化共生の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(部会及びワーキンググループ)

第4条 推進会議のもとに、部会及びワーキンググループを設置する。

- 2 部会は、計画の骨子、内容の協議調整を行う。
- 3 部会の委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、計画の内容を検討する。
- 5 ワーキンググループの委員は、別表3に掲げる課（室）から選出された者をもって充てる。
- 6 第2項及び第4項の会議は、必要に応じて部会長が招集する。
- 7 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(多文化共生推進主任者)

第5条 本市の多文化共生の全庁的な推進を図るため、多文化共生推進主任者を置き、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、市民協創部多文化共生・国際課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議、部会及びワーキンググループの運営
に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

○別表Ⅰ（第3条関係） 推進会議

区分	職名
会 長	杉浦副市長
副会長	森田副市長
委 員	教育長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長
〃	こども未来部長
〃	健康部長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	総合動植物公園長
〃	上下水道局長
〃	教育部長
〃	危機管理統括部長
〃	市民病院事務局長
〃	消防長
〃	議会事務局長

○別表2（第4条関係）部会

区分	職名	
部会長	市民協創部	多文化共生・国際課長
委員		防災危機管理課長
//	総務部	人事課長
//	企画部	広報広聴課長兼広報戦略室長
//	市民協創部	市民協働推進課長
//	//	安全生活課長
//	福祉部	国保年金課長
//	//	長寿介護課長
//	子ども未来部	子育て支援課長
//	//	子ども未来館事務長
//	//	子ども若者総合相談支援センター長
//	//	保育課長
//	健康部	健康政策課長
//	//	健康増進課長
//	//	子ども保健課長
//	産業部	産業政策課長
//	//	商工業振興課長
//	建設部	住宅課長
//	教育部	教育政策課長
//	//	学校教育課長
//	//	生涯学習課長
//	市民病院	医事課長

○別表3（第4条関係）ワーキンググループ

区分	課（室）名	
委員	市民協創部	多文化共生・国際課
〃		防災危機管理課
〃	総務部	人事課
〃	企画部	広報広聴課
〃	市民協創部	市民協働推進課
〃	〃	安全生活課
〃	福祉部	国保年金課
〃	〃	長寿介護課
〃	こども未来部	子育て支援課
〃	〃	こども未来館
〃	〃	こども若者総合相談支援センター
〃	〃	保育課
〃	健康部	健康政策課
〃	〃	健康増進課
〃	〃	こども保健課
〃	産業部	産業政策課
〃	〃	商工業振興課
〃	建設部	住宅課
〃	教育部	教育政策課
〃	〃	学校教育課
〃	〃	生涯学習課
〃	市民病院	医事課